

令和3年4月21日～22日

於・日本学術会議講堂

第182回総会速記録

令和3年4月21日（第一日目）

日本学術会議

目 次

1、開会 午前10時00分	2
1、担当大臣挨拶	2
1、配布資料確認	3
1、オンライン参加の併用について	4
1、定足数確認	6
1、日本学術会議会員任命問題について	6
1、活動報告	16
1、外部評価報告	16
1、外部評価に対する会長コメント	22
1、「見直し報告」提案	23
1、自由討議	28
1、散会 午後2時06分	45

[開会（午前10時）]

○**梶田会長** それでは、予定の時間になりましたので、これより日本学術会議第182回総会を開会いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、感染された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

[担当大臣挨拶]

○**梶田会長** まず、総会には、担当大臣にお越しいただき、挨拶を頂くということが恒例となっておりますところ、本日は井上信治科学技術政策担当大臣にお越しいただいております。御公務で大変お忙しいところ、ありがとうございます。早速、大臣から御挨拶を頂きたいと思っております。井上大臣、よろしく願いいたします。

○**井上大臣** 科学技術政策担当大臣の井上信治です。

日本学術会議第182回総会の開催、誠におめでとうございます。また、本日、このように御挨拶させていただく機会を頂き、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症をはじめ、気候変動問題など世界各国が一丸となって取り組まなければならない問題が私たちの生活に大きな影響を与えております。このような世界的課題に立ち向かうには、未来を切り拓いていくアカデミアの知見が欠かせません。コロナ禍という危機の中、様々な学術分野から日本の英知を結集して知の総合を担うという日本学術会議の果たす役割に対して大変期待をしております。また、学術分野を超えて社会のあらゆる課題に立ち向かっている皆様に心から敬意を表します。

先月、政府で閣議決定しました第6期科学技術・イノベーション基本計画におきましても、自然科学だけでなく、人文・社会科学も含めた総合知という概念を打ち出しました。この考え方は、知の総合を担うという学術会議の役割と軌を一にするものです。私たちは、アカデミアと政府というお互いに異なる立場ではありますが、科学技術をもっと前に進めなくてはならないという大きな方向性は一致していると考えます。

アカデミアの代表たる会員の皆様が梶田会長の下、昨年10月に第25期の活動を開始されてから半年が経ちました。先般の会員の任命に関する経緯を通じて、会員の皆様が懸念を持たれていることは理解しております。しかし、学術会議にナショナルアカデミーとして、より機能を発揮してもらいたいという願いは、会員の皆様も私たちも同じだと思います。

私は、学術会議の在り方を担当する大臣として、梶田会長とともに未来志向で検討を進めてまいりました。そして、その間にも梶田会長には既に学術会議の改革を進めてきていただいております。学術を皆様のものという梶田会長のメッセージのとおり、第25期の新たな執行部の皆様の下では、これまで以上に積極的に記者会見も行っておられます。社会

や国民の皆様は、学術会議の重要性を理解していただくためにも、情報発信の強化に取り組んでいただいていることはとても重要です。学術会議をより良くするために、できることから積極的に改革を進めていただくことも期待しております。

情報発信を強化するためには、国民の皆様が何を望んでいるのかをしっかりと聴き、それを踏まえた発信をしていただくことが重要です。学術会議の内部にとどまらず、広く社会の意見を聴き、意義ある発信をしていただくことが求められております。もちろん、私たち行政側と学術会議の間でもより良いコミュニケーションを取っていただければと思います。

今回の総会は、これまでの検討を踏まえ、より良い役割発揮に向けての報告書（案）について議論し、取りまとめていただく極めて重要な会議と認識しております。会員の皆様による自由闊達な議論を行っていただいた上で、その内容を御報告いただけることを期待しております。

結びに、ここにお集まりの皆様の御活躍によって日本の科学技術が今後、更に飛躍することを期待し、会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして御挨拶とさせていただきます。

おめでとうございます。（拍手）

○**梶田会長** 井上大臣、どうもありがとうございました。

大臣は公務のため、ここで退席となります。井上大臣、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

[配布資料確認]

○**梶田会長** それでは、議事に入る前に本日の配布資料及び留意事項について事務局より説明いたします。お願いします。

○**企画課長** 事務局です。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。総会配布資料は資料1から資料5までの5点です。資料1、第182回総会資料、資料2、声明案「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」について、資料3、各種報告資料、資料4、日本学術会議第24期3年目の活動状況に関する評価、資料5、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」についてです。資料はそろっておりますでしょうか。会場で御参加の方で足りない資料等がございましたら、挙手いただければと思います。事務局の担当がお持ちいたします。また、明日の総会散会后に席上に残された資料は事務局にて廃棄いたしますので、御入り用の場合はお持ち帰りくださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、留意事項について申し上げます。本日はオンラインにより参加されている会員の方々もおられます。御発言される際には、冒頭にお名前と所属の部をおっしゃって

いただき、はっきりゆっくり発言いただきますようお願いいたします。会場から御参加いただいている皆様には、発言の御希望がある場合は挙手をお願いいたします。また、御発言の際は、できるだけマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。なお、ハウリング防止のため、会場から御参加いただいている皆様は、オンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている皆様、入室に当たりまして本人確認に御協力いただきましてありがとうございました。会議中は、カメラはオン、マイクはオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合は、チャット機能または挙手機能を利用して意思表示をしていただき、指名を受けましたらマイクをオンにして御発言ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、総会の会場での傍聴はお断りしております。総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画にて配信しておりますので、御承知おきいただければと思います。

連絡事項は以上でございます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○梶田会長 ありがとうございます。

[オンライン参加の併用について]

○梶田会長 それでは、議事に入ります。

本日、これからの議事進行は高村副会長をお願いいたします。

○高村副会長 皆様、おはようございます。

今回、ハイブリッドの形でオンラインと現地参加で会議を開催するというので、会長に議事を進めていただくのが少し負担だろうということで、こういう形とさせていただいております。

それでは、会長から御指名いただいた議事の方を進めてまいりたいと思います。

まず、本日、会場で御出席の会員は現時点で69人でございます。オンラインで御出席いただいている会員が96人でございます。皆様に御案内していますように、オンラインで参加いただいている会員の皆様も出席として扱い、同様に場合によっては投票をするということが出来るための手続をこれから進めてまいります。

提案1でございますが、日本学術会議第182回総会及び部会におけるオンライン参加の併用についてということで、提案者である会長から御説明をお願いいたします。

○梶田会長 ありがとうございます。

では、提案1について説明いたします。第309回幹事会において新型コロナウイルス感染

症の感染状況に鑑み、現下の状況では総会におけるオンライン参加の併用を可とする例外的な緊急事態であると判断されました。したがって、本提案は資料としてお配りしております第308回幹事会決定の「日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方」に基づき、第182回総会をオンライン参加の併用により開催するとともに、現地出席者とオンライン参加者とが同等の権利を行使できることについて総会の承認をお願いするものです。

この幹事会の決定に基づき、まずは予備的承認のための手続として全会員の皆様にその可否についてお伺いさせていただきました。その結果、203名の方々から賛成の回答を頂きました。幹事会決定に定められている会員の2分の1以上の回答があり、回答者の過半数が可とした場合を満たしておりますので、予備的承認として認められましたことを御報告いたします。この予備的承認を受けて幹事会決定に基づき、本総会の冒頭において改めて会員の皆様に承認を頂き、正規の承認を頂いたものとして総会を開催したいと考えております。

お願いいたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

本来、総会是对面で現地でということでございますけれども、この状況下でこうした手続を今、取っているところでございます。本件について御質問、御意見はございますでしょうか。現地の方は手を挙げて教えていただければと思います。オンラインの皆様は今、チャットの機能がうまく使えていればチャットで、あるいは手挙げ機能で教えていただければと思いますけれども、質問、御意見がおありの方がございましたらお願いいたします。

現地及びオンライン参加の皆様でお一人、手が挙がっております。第二部の眞鍋会員、お手を挙げていらっしゃいますでしょうか。もし手を挙げていらっしゃいましたら御発言をお願いできますでしょうか。

○眞鍋会員 すみません、賛成の意味で手を挙げました。

○高村副会長 ありがとうございます。

オンラインでこういうハイブリッドをやるのは初めてなものですから、すみません、私どものところも不安を抱えながらやっております。ありがとうございます。

それでは、会場及びオンラインで御参加の会員の皆様から特に御意見、御質問はないということでございますので、提案1を承認するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題1でございますけれども、オンライン参加の併用については承認されたということでございます。

[定足数確認]

先ほど申し上げましたけれども、本日、会場で69人、オンラインで96人の会員が出席されております。したがって、合わせて165人の参加・出席ということで定足数に達しておりますので、総会が成立していることを御報告いたします。

[日本学術会議会員任命問題について]

○高村副会長 続きます、提案2でございます。声明案「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」を議題といたします。こちらは提案者であります会長から御説明いたします。

○梶田会長 ありがとうございます。

それでは、資料2に基づきまして説明いたします。昨年10月の学術会議の総会の際に、推薦された6名の会員候補が任命されていないということを知ってから、幹事会を中心に機会を捉えて政府に任命を求めてまいりました。この間、10月2日には第25期新規会員任命に関する要望書を総会で決定していただき、10月16日には菅内閣総理大臣に要望書を手交し、10月23日には井上大臣に要望書をお渡しし、その後、このときを含めて今まで8回、大臣との会合では毎回、何らかの形で任命問題について言及してまいりました。そして、1月28日には日本学術会議幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」を發出いたしました。

しかしながら、いまだに政府からは追加の任命はありませんし、また、任命をしないことのきちんとした理由も示されていません。そこで、今回の総会の際に日本学術会議会員任命問題の解決をさらに強く求める声明を發出することを幹事会として提案することとし、案文を作成いたしました。本日は、まず、この声明について御議論いただきたいというふうに思います。

では、資料2を見ていただきたいと思います。声明文は1ページということもありまして、全文を読ませていただこうと思います。

日本学術会議（以下「本会議」）第25期の開始にあたり、第180回総会（第24期、令和2年7月9日）が推薦を決定した会員候補105名中6名について内閣総理大臣が任命を見送ってから半年余が経過しました。その間、本会議は第181回総会（第25期、令和2年10月1～2日）において2点にわたる要望（添付1）を決議し、会長から直接総理に手交しました。また、井上信治内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と本会議役員等との協議の場でもこの問題についてたびたび提起してまいりました。さらに、令和3年1月28日には幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」（添付2）を發出して、本会議のあり方について重要事項を決定すべき第182回総会までに6名を任命するよう重ねて強く求め

ました。

しかしながら、現在にいたるまで6名の任命は行われていません。そのため、日本学術会議法第七条に定められた会員210名をもって職務にあたるべきところが現員は204名にとどまり、本会議第182回総会は、法定会員数のうち6名が欠けた状態で開催することを余儀なくされました。

本会議第25期発足にあたってなされた任命の見送りについて、たびたび求めてきたにもかかわらず任命権者から本会議への正式な回答や説明は一切行われておりません。十分な説明のないまま、定数210名に対し欠員6名という法の定めを満たさぬ状態が続くならば、それは本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません。その是正をはかることができるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてありません。

日本学術会議法第七条は、上述の通り本会議が会員210名をもって組織されることを明記しています。また、会員の任命について同条第二項は法第十七条に従ってなされた本会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とし、第三項は「3年ごとに、その半数を任命する」ことを定めています。したがって、内閣総理大臣には、第25期の発足にあたり、本会議の推薦に基づいて、105名の会員を任命することが法により義務づけられています。しかるに現時点までに任命されたのは99名に留まることから、本会議第25・26期会員にかかる任命行為は法的には終了したとは言えません。内閣総理大臣は、早急に残された6名の任命を行い、法定会員数210名を満たす責務を負っています。また、本会議の会員候補の選考と推薦が法第十七条及び関連諸規則に従ってなされる以上、仮に任命を見送る場合は、任命権者には、本会議の推薦した候補者を会員として適格でないとする個別の理由を示す責任があります。

本会議第182回総会は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（案）」を審議し決定するという重要な責務を負っています。さらに第25期の本会議には、この決定に基づき本会議の改革を実行に移す重い責任があります。この重要な課題に取り組む本会議が、このまま法の定めを満たさぬ状態に置かれることはあってはなりません。本会議第182回総会は、日本学術会議会則第二条に定められた「声明」として、本会議が法定の手続に従い推薦したものの、いまだ任命されていない6名の候補者を即時任命するよう要求いたします。

このような声明案を幹事会としてまとめてまいりました。皆様の御意見をお伺いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高村副会長 会長、どうもありがとうございました。

それでは、まず、本件について御質問、御意見がございましたら、会場の皆様は手を挙げていただき、オンラインの皆様は手挙げ機能を使っていただけると有り難いと思えますけれども、手挙げ機能かチャットでお知らせいただければと思います。御質問、御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず、第一部の、申し訳ございません、お名前等を御紹介いただけますでし

ようか。

○芳賀会員 第一部の芳賀と申します。

これは声明とありますが、内容を読むと要望あるいは勧告の方がよくはないでしょうか。日本学術会議のホームページによると、声明は「意思等を発表するもの」、要望は「実現を望むもの」、勧告は「実現を強く勧めるもの」とあり、そこにはヒエラルキーもあります。今、会長がお読みになった内容は、声明以上の、要望あるいは勧告だと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、手を挙げていただいている方がほかにもいらっしゃいますので、まとめて伺っていきたいと思います。会場で今、手を挙げていただいているのは第一部、すみません、お願いいたします。

○栗田会員 第一部の栗田と申します。

扱いについて、声明がよいか、あるいは勧告の方がいいかということはまた議論されればいいと思います。内容は非常に素晴らしい内容だと思います。1点、質問ですが、後半の方で下から10行目ぐらいでしょうか、「また」で始まるところです、「また、本会議の会員候補の選考と推薦が法第十七条及び関連諸規則に従ってなされる以上、仮に任命を見送る場合は、任命権者には適格でないとする個別の理由を示す責任があります」という部分です。こういうくだりを入れられた経緯というのは推察するんですが、質問したいのは、「適格でないとする個別の理由を示せば、任命を見送ることがあってもいい」というふうに解釈される危険性もあると思うんですが、その辺はどういう判断されているかということをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

会場ではかにもございますでしょうか。

それでは、オンラインで参加いただいている会員からお一人、御質問かと思えます。第一部の宇山会員、御質問、御意見をお願いできますでしょうか。

○宇山会員 第一部の宇山です。

栗田先生がいま指摘をされた箇所についてですが、前回総会の際にも理由を示してほしいという要望は入っていましたが、それはただ単になぜそういうことをしたのか、説明してほしいということだったと思いますが、今回の文章ですと、任命権者が候補者を会員として適格でないとする個別の理由を示す責任があるということは、会員候補者が適

格であるかどうかを個別に判断する権利があるという前提の下に書かれているように、受け止められる可能性があるのではないかと思います。この点については既にたくさんの議論がなされていて、個別に適格性を判断する権利はないという解釈の方がむしろ多いと思いますので、この表現は誤解を与えるのではないか、この一文は削除した方がよいのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

会場から追加で御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインでも今、手が挙がってはおりませんが、御発言を御希望の会員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、頂きました御質問、御意見について会長あるいは副会長から御回答をお願いできればと思いますが。

○梶田会長 ありがとうございます。

まず、最初に御発言がございました、これは声明ではなくてむしろ要望あるいは勧告の方が適当ではないかということですが、これについてはまずもう少し皆さんの御意見を広くお伺いできればというふうに思います。まず、この点について皆さんの御意見をお伺いできればと思うんですが、よろしいでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

今、3人の会員から御指摘がありましたのは、1点目は現在、声明という形にしておりますけれども、要望あるいは勧告という形態を取るのがよいのではないかという御意見でした。これは芳賀会員からです。それから、栗田会員、宇山会員からの御指摘はある意味で共通しておりますけれども、4段落目の一番最後の「また」で始まる部分について、趣旨はどうかという栗田会員からの御質問もありましたが、宇山会員からは加えて、こちらについては誤解を与える可能性もあるので、削除してはどうかという具体的な御提案があります。これについて御出席の会員から、その点について御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。オンラインで御参加の皆様ももしございましたら、手挙げ機能で教えていただければと思います。

ありがとうございます。第二部の西谷会員、御発言をお願いできますでしょうか。

○西谷会員 二部の西谷でございます。若輩者ながら発言させていただきます。

声明でなく要望という案につきまして、前回10月の時点で要望という形で出されている以上、そこから声明になった場合にダウングレードしているというふうに受け取られるのではないかと思いますので、確かに要望等にされた方がいいのかなとは思いましたので、

意見を出させていただきました。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の会員はいらっしゃいますでしょうか。

一つ事務局の方に改めて確認させていただいていいでしょうか。今、声明か、要望か、勧告という選択について会員のところで議論しておりますけれども、会則上のその意味について改めて事務局から御説明いただくことはできますでしょうか。

○事務局長 事務局でございます。

皆様も御承知の部分もあるかと思えますけれども、改めて説明させていただきます。学術会議会則上は、要望、声明、それから、提言、報告、回答といった種類の意思表示の方式と、それから、法定上、出てまいります諮問に対する答申と、それから、勧告という概念がございます。

まず、意思の表出のうち、今、話題になっておりました勧告につきましては、学術会議法の第5条に規定がございまして、次の事項について政府に勧告することができるとなっております。1号から6号からでございます。簡単に申し上げますと、科学の振興、技術の発達に関する方策、科学に関する研究成果の活用に関する方策、研究者の養成に関する方策、科学を行政に反映させる方策、科学を産業及び国民生活に浸透させる方策、その他でございますが、日本学術会議の目的の遂行に適当な事項ということになっております。

それから、それ以外に意思の表出の方式として先ほど申し上げましたように、要望、声明等の概念がございますが、要望につきましては学術会議が政府及び関係機関等に意思表示をすることとなっております。声明は、学術会議がその目的を遂行するために、特に必要と考えられる事項について意見等を発表することという定義になってございます。

以上でございます。

○高村副会長 ありがとうございます。

我々が発出することができる意見の性格について、御説明していただいたと思うんですけども、この点についてまずほかに御意見はございますでしょうか。お二人、それでは、第三部の、すみません、お名前をお願いいたします。

○菅会員 第三部の菅と申します。よろしく申し上げます。

確かに要望なり、勧告なりという言葉は重要だと思うんですけども、日本学術会議がどこまでこれを言い続けるのかという問題と、それから、覚悟だと思うんです。勧告といえば恐らくこれは最後だぞというぐらいの強い気持ちで出す必要がある。要望であれば多分、まだ続くぞということかもしれませんが、日本学術会議としてどこまでこれを続ける

のか、それから、どこで手を打つつもりでいるのかというのが明確でないと、言葉は選べないんじゃないかなと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

もうお一方、手が挙がっていたと思いますが、第一部でお願いいたします。橋本部長。

○橋本会員 事実の確認だけでございますけれども、先ほど要望から声明はダウングレードではないかという御指摘がございましたけれども、私はそのように理解はしておりませんで、10月の段階のものは会則に基づく形での要望という手続を踏んでやったものでなく、総会における決議という性格のものでありましたので、会則上、性格を明確にしていたのではなかったというふうに記憶しております。今回の要望なり、声明なりというのは会則に基づく手続によるものということでございまして、性格が異なりますので、ダウングレードという理解にはならないのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、1点目の論点について御議論いただきました。もう一つは先ほどありました「また」で始まるフレーズについてでございますけれども、こちらについて御意見はございますでしょうか。三部の、お願いいたします。

○小澤会員 三部の小澤と申します。

この「また」以降の話なんですけれども、法第17条及び関連諸規則の中には、任命を見送る場合についての規定はあるのでしょうか。

○高村副会長 事務局の方から法令に基づいて御回答いただこうと思います。

○事務局長 お答えさせていただきます。

法第17条の方、これは内閣総理大臣が推薦するということが記述されているだけでございまして、ここで言いますところの17条を受けた諸規則も含めまして、それ以上の規定はございません。

○高村副会長 御質問についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会場あるいはオンラインで御参加の先生方から、今の4段落の一番最後のフレーズについて、すみません、事務局の声が少し聞きにくかったようでございます。先ほどの会場からの御質問についていいますと、推薦を見送った場合についての規定というのは定められ

ていないという回答でございました。

ほかにこの点についてございますでしょうか。

栗田会員からあった御質問ですけれども、会長とともに案を作ってきて検討してまいりましたが、別の推薦理由が開示されれば任命を見送ることをよしとするという、そういう趣旨ではもちろんございません。こちらの文書にも明確に書いておりますけれども、6名の候補者の即時任命というのがこの声明あるいは勧告、要望、この議論はございますけれども、趣旨でございます。誤解を与えないかという点について、宇山会員から御指摘があった点について多分、議論する必要があるかと思えます。いかがでしょうか。

御意見が今、この点についてございませぬので、会長の方からもしお答えがございましたらお願いいたします。

○梶田会長 御意見をどうもありがとうございました。

今の御意見はいずれも重要かと思うので、私からの提案としては一度、幹事会の方に引き取らせていただきまして、明日の朝の総会で再度、そこをどうするかという幹事会としての判断をお示しして、できれば最終のものとさせていただくという、そういうプロセスを取らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、栗田会員の後、お二人、オンライン参加の方で御発言希望の方がいるので、栗田会員の後でそちらにお返ししようと思えます。お願いいたします。

○栗田会員 ありがとうございます。第一部の栗田です。

今の会長の動議に賛成なので、明日まで時間を取って幹事会でよく御審議いただきたいんですが、その際に考慮していただきたいことを追加で、二言、説明したいと思えます。

一つは先ほど私と、あと、宇山先生が説明された点ですが、私も宇山先生の御発言に賛成で、去年の要望書の段階で「理由を説明してほしい」といったのは、「何でこんなことをするんだ、理由を説明できないだろう」と言っている感じの文脈で、その意味で「理由を説明しろ」という言い方はあり得るとは思うんです。

今後、例えば国会の議論のときに野党が理由を説明しなさいということは幾らもあっていいと思うんですが、ただ、こういう正式の文書として今回、声明もしくは勧告として出す場合、こう書いてしまうと「仮に任命を見送る場合は個別の理由を説明するのだったら、任命を見送ってもいい」というふうに読まれてしまう可能性が強く、この点については昨年10月の総会のときの第一部で議論しましたときに、高山佳奈子会員から学術会議法に基づく詳しい御説明がありまして、学術会議法では第6章の雑則の25条とか26条で、一旦、なった会員が「病気その他やむを得ない事由」によって辞職の申出があった場合とか、一旦、なった会員が「会員として不適當な行為があるとき」に、そういうときに日本学術会

議の申出に基づいて退職させたり、辞職を承認することができるという規定はあるけれども、そもそも、推薦された会員を任命しないということは想定されていないので、そういう規則がないんだと。なので、学術会議法上、推薦された会員の任命が見送られるということは、そもそも、法的に想定されていないという御説明がありました。それが恐らく現在、正しい法解釈だと思いますので、この部分は宇山先生が御提案のように削除される方が適切かと思います。

それから、先ほど芳賀先生から御提起がありました範疇につきましては、要望か、声明か、勧告かということで、先ほど橋本先生の方からも今年の総会での文書の発出、あれは要望書ではあったけれども、法的な要望ではなかったので、ダウングレーディングということにはならないというお話がありましたが、結論からいいますと、私は日本語の問題としては要望よりは声明の方が社会的に強い印象を与える、要望は何とかしてくれませんかとお願ひしている感じ、声明は毅然として立場を示している印象を与えますので、声明の方がよいのかなと思ったりもいたしました。

勧告については先ほど第三部の先生からお話がありましたが、これは最後の手段であり、非常にながちり理論武装して行なうもの、また、もうちょっと社会全体の在り方について、核兵器禁止条約に参加しろとか、脱原発をしろということについて何か政府に毅然と言うときは勧告かもしれませんけれども、今回のこれは本当に政権が学術会議の人事に手を突っ込んできたということに対して、それはまずやめてくれと、そういう身内の学術会議自身のことについて言っている問題なので、勧告よりはむしろ声明の方がふさわしいのかなというふうな印象を持ったりもいたしました。

以上2点、参考情報として申しました。ありがとうございました。

○高村副会長 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、御発言を御希望のオンライン参加の方がお二人いらっしゃるということですので、お願ひしたいと思ひます。まず、第一部、三成会員、お願ひできますでしょうか。

○三成会員 チャットでも書きましたけれども、私も先ほど話がありましたけれども、これまでの議論の経緯からすると、声明というよりは、そうしなさいという政府に対する勧告、あるいは要望というのは先ほど弱いのではないかということがありましたが、声明というのは一般的にこうでしょうという、これは言葉の取り方の問題なんですけれども、これは明確にこうしてほしい、こうしてもらいたいという学術会議からの政府に対する要望であるという、そういう意味では要望というぐらひにさせていただいたら有り難いなど、私もそう考えた次第です。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

それから、第二部の澤会員、お願いできますでしょうか。

○澤会員 全般にお聞きしていて、これは要望か、いっそ、要望でまだ次の作戦も考えていらっしゃるのか、今回もまた無視されてしまうのか、その辺りの今後の戦略的なところも是非お考えいただいております。ですので、次の手が勧告だということかも、今回、もしまた前回のようにスルーされてしまったときに、次にどうするかということまで深く作戦、戦略を考えた上で要望か、その次の勧告なのか、その辺りは是非よくお考えいただいております。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

改めて会場あるいはオンラインで御発言を御希望の会員の皆様はいらっしゃいますでしょうか。第二部、よろしく願いいたします。

○北島会員 第二部の北島薫です。

今の議論を聞いておまして、また、本会議の会員候補の選考をという一文は誤解されるかもしれないから削除するという宇山先生、栗田先生の御意見はもともとだと思うのですが、もう一つ前の段落のところで、十分な説明のないまま、定数210名に対し欠員6名というような文章がありますが、「十分な説明のないまま」のところに「個別の任命を見送ることについての理由の説明もないまま」というような形で入れれば誤解が少なくなるのではないかと、今から明日に向けて執行部で御相談いただくに当たり、そういうオプションもあるのかなと思い、発言させていただきました。よろしく願いいたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

北島会員の御発言について、すみません、オンラインの皆様は聞きにくかったということなので、繰り返させていただきます。北島会員からの御指摘は、先ほどのもう一つ上の第3段落目のところに、十分な説明がないままという形で、説明が十分になされていないことについて指摘している文章であるということで、ここで先ほど誤解を与える、あるいは削除してはどうかという御提案があった趣旨については、それでうまく説明が盛り込まれているのではないかと、そういう御指摘だったというふうに理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○北島会員 もう少し大きい声で話します。失礼しました。

十分な説明のないままというところに、もう少し言葉を考えれば、任命見送りの理由についての十分な説明のないままというような表現も可能かというような意見でした。あり

がとうございます。

○高村副会長 ありがとうございます。

会場のマイクの音量でオンラインの先生方、聞こえましたでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。それでは、第二部のお名前をお願いいたします。

○小林会員 第二部の小林と申します。よろしく申し上げます。聞こえていますか。大丈夫ですか。

○高村副会長 かなり会場のマイクに近付いてお話しただかないと、どうもオンラインの方のところに聞こえにくいようですので、御配慮いただければと思います。ありがとうございます。お願いします。

○小林会員 何となくこのまま出して、また、スルーされるかなという予感がするんですよ。とにかく出すのが重要だと思うんですけども、10月から梶田先生をはじめ執行部の先生方はかなり御努力されて交渉してきた経緯があるわけですよ。そういった流れの中で例えば今の説明がないままというの、総理がこれは人事に関する事だから説明しなくていいと言い切ったことに関するレスポンスでもあるわけですよ。だから、そういうような経緯が入って、我々はさんざんお願いして、議論して要望してきたんだけど、ずっとスルーされているんだよということを世の中に訴えるというか、そういう意味での声明のニュアンスをもうちょっと加えた方がいいんじゃないですかね。

これだと、10月から同じことをずっと繰り返しているだけという印象があって、10月からかなり交渉しているんだけど、ずっと回答がないんだよというようなニュアンスをもうちょっと放り込んだ方がいいのかなというふうに思いました。そうすると、もうちょっと世の中の人も政府の方がこの議論を拒絶しているんだという印象を持っていただけるのかなと。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。第一部、お願いいたします。

○有田会員 第一部の有田です。

今の声明か、要望か、勧告かというお話ですけども、私も、もちろん、このことは日本学術会議にとっては最重要な課題だと思っております。一方で、日本学術会議の目的というものを考えますと、先ほど栗田先生がおっしゃったように、要望、勧告というのとはも

う少し、自分の組織に関するものというよりも、広く日本社会に関するものがこれに値するのかなと思います。ですので、この三つのカテゴリーを見る限りは、「日本学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表するもの」という声明が、自分の組織に関するものである以上は妥当なのかなと。その分、今、小林先生がおっしゃったように、社会にアピールするような形で、しかも声明の文章自体は強く要望しつつ、位置付けとしては声明で社会的なアピールも目的として狙うという辺りがよいのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。オンラインの皆様もございませんし、会場も手を挙げていただけていないかと思います。もしよろしければ、先ほど会長から御提案しましたように、今、頂きました御意見を幹事会で改めて検討し、明日の総会時にお示しいと思います。議論としては、声明か、要望か、勧告かという点と、もう一つは先ほど議論いただいた点でありますけれども、しかし、この声明ないしは勧告、要望の趣旨については任命を強く求めるという観点で、御出席の会員の皆様の意見は一致しているというふうに拝見いたしました。そのような考え方に基づいて、幹事会で文言を調整するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのような扱いとさせていただきます。

[活動報告]

○高村副会長 それでは、続きまして次の議題に移ってまいります。

資料3の各種報告についてでございます。こちらについては、本日、資料配布とさせていただきます、個別の説明は省略させていただきますと思っております。この後の議題に移りたいと思いますが、今、どうしても御質問があるという点がございましたら、教えていただけますと助かりますが、同じく手を挙げていただく、あるいはオンラインの皆様はチャットないしは手挙げ機能でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのような扱いとさせていただきます。もちろん、今後、資料を御覧いただいた上で、それぞれの各種報告でございますので、御質問がございましたら、事務局企画課宛てにメール等で御連絡いただければと思います。こちらはそれぞれの報告担当者から御回答をその後、させていただきます。

[外部評価報告]

○高村副会長 それでは、続きまして資料4でございますけれども、日本学術会議第24期3年目の活動状況に関する評価を議題といたします。本日は、第24期日本学術会議外部評価有識者座長の田中優子先生にお越しいただいております。田中優子先生から外部評価書について御説明いただきます。ちなみに、オンラインで御参加の方で御発言を希望の方は、ダイレクトチャットではなくて一般チャットで教えていただければ有り難いです。よろしく願いいたします。それでは、田中先生、お願いいたします。

○田中座長 では、資料4を使って説明させていただきます。

私たち外部評価有識者のメンバーは、日本学術会議第24期3年目、これは令和元年10月から昨年の令和2年9月までの間ですが、その活動に対する外部評価の依頼を受けました。そこで、この間の活動状況への評価を日本学術会議の年次報告書、提言等を基に日本学術会議会長等と意見交換した上でまとめました。それが資料4になります。

まず、その前の第24期2年目の活動状況に関する昨年の評価に対しては、当時の山際壽一会長より令和2年6月25日付で、「指摘事項に対する考え方について」というメッセージを頂いております。そこでは、日本ならではの学術の確立と世界への表明、日本学術会議の果たすべき役割と仕組みの構築、人文・社会科学の果たす役割の再検討、ダイバーシティの推進、その四つの指摘に対して取組が明示されております。

これについては詳しい説明は省きますが、特に3番、人文・社会科学についてだけ、また、後ほど出てきますので言っておきたいと思います。1ページ目の後ろから3行目からです。第201回通常国会において科学技術基本法等の一部を改正する法律が成立し、科学技術の範囲に人文科学が含まれることとなったことがこれによって報告されました。このことは、非常に今後の学術会議にとって重要なことというふうに位置付けております。

では、3ページ目から全般的評価についてお話しいたします。まず令和2年、昨年、日本学術会議は設立から70周年を迎えました。創立70周年をどう活かしたかということです。記念誌として「未来からの問いー日本学術会議100年を構想する」を刊行なさいました。このことは、日本学術会議の活動を皆さんが、国民の方々が認識する上で非常に重要な活動であったと位置付けています。特に今までの活動を振り返るというだけではなくて、10年後、30年後の世界や日本、そして学術の姿を見据えて、これまでの70年と合わせて日本の学術会議100年を構想する、としたこと、それからまた、日本の学術の展望を構想するためには、2030年、2050年に日本がどんな社会になっているかという問題意識を持ち、人口、気候変動、医療、エネルギー、高等教育、AI、そして急遽、組み入れた新型コロナウイルスへの課題をまさに未来への問いとして示して、それが学術といかなる関係があるかをお示しになったということは高く評価しております。

また、この冊子はSDGsの説明や丁寧な索引などもついており、一般の方々にも非常に役に立つ冊子になったと思うのですが、この冊子をどれだけの皆様がお読みになったかどうかと考えています。催物ができない状況だったので、オンライン対談の映像をホームペー

ジに掲載する取組など、非常に尽力をなされた。しかし、この機会にこの冊子を一般書籍として多く発売して、キャンペーンを実施することも必要だったのではないかと考えております。今後も国の機関として、国の予算で活動している以上、日本学術会議が何をする会議体であるか、その存在理由を積極的に社会に見せることが不可欠であります。第24期では、対話を重視して取り組まれていたのですけれども、対話だけでは相手が限られる場合もありますので、日常的には学術に関わらない方々を対象にした情報発信が極めて重要であると考えております。

これが全般的な評価です。

次に個別的评价に入ります。まず、1番目、日本学術会議会員の任命問題です。この課題は、24期3年目の活動を評価するという今回の評価対象期間からは外れておりますが、極めて大きな問題であるので、ここに外部評価有識者として問題提起をすべきであると考えております。

10月2日に、「第25期新規会員任命に関する要望書」を総会として発出なされた。それから、幹事会から「任命問題の解決を求めます」という声明を発した。このことは大変評価したいと思います。声明の理由として、第一部では1割近い数の会員が任命されておらず、部会、委員会、分科会などの会務の遂行に困難が生じていること、本会議の独立性を侵す可能性があることを挙げたことも非常に適切であったというふうに考えております。

4ページ目です。さらに幹事会から中間報告、今回は資料5として提出されておりますが、その中間報告が12月16日付で出ております。「役割発揮に向けて」という中間報告です。この中間報告では、日本学術会議の在り方に関する検討が進められているわけで、それをお示しになったことも適切かつ必要な発出であったと考えております。これは資料5にありますので、詳しい説明は省きますけれども、この中間報告の中で挙げられた5項目の改革の中で特に重要だと思うのは、4項目の改革をするために5項目めに事務局機能の強化を入れています。

取組を行うに当たって、事務局の人材が不足している現状を取り上げて、若手研究者のキャリアパスの一部として位置付ける学術調査員の拡充を提案している。また、そのほかにも会員の活動を補助・補佐する役割として若手研究者を採用したり、あるいは次世代の会員を育成するという仕組みも考えられると思います。そのような仕組みをお考えになりつつ、事務局機能の強化は是非やっていただきたいと思います。さらにこの中間報告では、設置形態の検討に踏み込んだわけで、それも評価できます。これは資料5にあります。

これがなぜ評価できるのかといいますと、今回の任命拒否問題は、任命拒否そのものに問題があるわけですが、日本学術会議が一般には知られていないことから、周知のように日本学術会議とは何物か、科学者の代表機関として、この設置形態は適切なのかという疑問が社会に起こったことも事実です。これは非常なる好機であると考えております。日本学術会議の働きと存在意味を周知する機会が訪れたと受け止めていただきたいと思っております。

この検討で、ナショナルアカデミーが備えるべき五つの要件を挙げておられますが、これは資料5にありますので省きます。この中で、有識者メンバーとして大事だと思うことがあります。5ページ目の上の段落の3行目からです。人文・社会科学を含む科学全体が民主主義国家の一人一人の国民に資するには、いかなる機能を有するべきかという視点は外してはならないと考えております。

人文・社会科学は、既存の秩序と折り合いのつかないことも問題提起すべき場合があります。従来の常識では分かりにくい事柄であっても、単に通りやすく、分かりやすくする方針を取るのではなく、粘り強く論理的に説明する力を日本学術会議は持たなければなりません。その説明力によって、本来であれば行政のみならず、立法、司法にも助言を行うことができる機能を持つことは、学問の重要な役割だと考えております。

今般の任命拒否問題によって、教員や学生の間で自由な研究ができなくなることや研究内容によって排除される可能性を危惧して、将来に対する不安が増幅しているということがあります。少なくとも学術の世界においては、研究者の多様性や研究の自由が確保される改革が行われるべきです。

2番目としては、日本学術会議が果たすべき役割は、教育、研究、社会貢献にわたっていると思います。教育とは教育そのものをするというのではなく、教育の在り方について議論することです。また、研究というのは研究の重要性や保存について議論すること、社会貢献とは知的財産である学術を国民に広げていくことです。国民全体のリテラシー向上が日本学術会議の役割の一つで、発出した提言・報告がどのように国民に受け止められ、浸透しているかを追跡する機能も必要ではないかと考えております。提言・報告を発出する際には、個別具体的な内容だけではなく、意義や対象についても明確に発信するとともに、提言や報告が政策に反映されるような具体的な取組を検討する必要があると考えております。

少し先にいきます。同じページ、5ページ目の最後の段落の少し上ですが、日本学術会議が効率的かつ効果的な活動を実施するためには、会員、連携会員自身が学術会議の一員であることの認識を深めるとともに、学術会議内部での会員及び連携会員間の情報共有が不可欠であります。少なくとも年に1～2回は情報共有の場を設けるべきではないかと考えております。

次に6ページに3があります。3でまた人文・社会科学分野が出てきます。前文でも示しましたように、第201回通常国会において科学技術基本法等の一部を改正する法律が成立して、法律の対象である科学技術に人文科学のみに係るものが追加されることになりました。これは第6期科学技術基本計画にもその役割が盛り込まれるわけです。この改正を日本学術会議はどう活かすのか、まだ明確ではありません。

その一つの理由として、任命拒否によって1割近い数の会員が任命されていないということ、会務の遂行に困難が生じているということ、これで基本計画において人文科学のみに係る科学技術の役割を盛り込むに当たって、日本学術会議は第一部の会員を従来どおり

の人数にすることで、部会、委員会、分科会などの会務の順調な遂行を果たしたい旨を再度、内閣府に対して要請すべきであると考えております。これは既に皆さんが議論しているところですが、外部評価有識者としては科学技術基本法の基本計画に反映するために、ということを強調しております。

次に4番目です。我が国の代表機関として世界の中で果たすべき役割についてです。これは昨年度も提言したんですけれども、日本の学術会議としての存在感を世界にどう示すかという課題が常にあると思います。今回、評価の対象になった期間では、京都国際会議場で開催されたSTSフォーラムで、各国のアカデミーの代表会議を日本学術会議が主宰しました。このテーマが基礎研究の重要性ということと、好奇心がベースとなる科学のあり方について、このことの議論を主導なされたということです。これは大変重要なことで、日本学術会議として人文科学を重要視しながら、文理融合において新たな哲学的諸課題を提起するということも含め、世界の中で果たすべき役割について更に考えていただきたいと思っております。

次に、ジェンダー平等の実現に向けて果たすべき役割についてです。これについては7ページに飛びます。ジェンダー平等については学術フォーラムや、それから、シンポジウム、様々な活動をなさってきて、これは評価したいと思います。新たに選出された会員や連携会員の女性比率も目標の30%を大きく超えております。アンケート調査においても、男女に捉われない性別の欄を設けるなど、ジェンダー平等の体制構築は非常に進んだと思います。

しかし、私立大学を筆頭に多くの大学、研究機関では財政的な問題もあって、ジェンダー平等のアクションプランを策定しても、主に人事の面で目標を達成することが非常に困難です。日本学術会議そのものの女性比率に注目するだけではなく、また、国立大学での試みに注目するだけではなく、推進することの難しい私立大学や研究機関、企業などは、どのような方法を採用すべきなのか、我が国のジェンダー平等の現状を分かりやすく分析した上で、極めて遅れている我が国のジェンダー平等の課題全体を見据えて、政策に結び付くような日本学術会議としての見解や助言が待たれているというふうに考えます。

次に6番目です。ダイバーシティに対応し、時宜にかなった情報発信の必要性についてです。情報発信に非常に力を入れてきたわけですがけれども、国民全体から見れば、いまだ十分ではないということで、そのことがまた任命拒否問題で明らかになりました。この中で見落としてはならない事柄二つについてここで書いておきました。

1点目は発信内容です。日本学術会議から、その時々国民の問題意識に一致する情報がタイムリーに発信されることによって、日本学術会議の果たす社会的役割を多くの国民が知り、納得するのではないかと考えております。

例えば今年度でいいますと、東京オリンピック・パラリンピックについて政府は開催を目指していますが、国民の多くは反対の意向を示している。また、海外からも開催を疑問視する考えが伝わってきます。国民は、我が国のアカデミアのトップである日本学術会議

がどのように考えているか、関心を持っています。例えばこのような、目の前のテーマも非常に重要なのです。また、今年のテーマでいいますと、ローマ教皇が来日して、広島、長崎を訪れて核兵器廃絶を求めました。唯一の被爆国である日本のアカデミアの姿勢はいかなるものか、国民は注目しておりました。多くの会員の意見をこういうテーマでまとめていくのは大変困難だとは思いますが、**「国民にとっての日本学術会議のあり方」**を再考する好機であるというふうに思います。

2点目は、ハンディキャップを持つ人々への情報発信の方法です。例えば視覚障害者はホームページなどからの情報獲得が難しい、そういう問題を抱えています。総務省のホームページ「情報アクセシビリティの確保」の中には「障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」などがあります。それを見ますと、視覚障害者の場合でいいますと、読み上げソフトを使って音声に変換するわけです。私も勘違いしておりましたが、読み上げソフトを使って音声に変換するのだから分かるのではないかと、思っていました、ということではないようです。見出しとカリストなどにおいて、適切に要素がマークアップされていなければ、読み上げられても理解できません。つまり、それが極めて重要であるということが分かりました。

また、文章が構造化されているということも、画面の読み上げソフトで見出しを読み上げる際に、非常に効率的な検索を行うことができます。見出し一覧が付いていれば、そこから選択することもできます。リストが同じグループに属する情報をグルーピングしておく。それだけでも非常によく分かるわけです。

それから、画像を大変よく使うわけですが、代替テキストが提供されていなければ全く伝わりません。読み上げソフトによって画像を理解できるようにする代替テキストを付けておく、ということが必要になります。

以上のように、日本学術会議の情報発信、国民の立場に立った様々な改革が必要です。その積み重ねによって社会と深く連携していくことができるはずだと思っております。

なお、ハンディキャップの方たちにとってのホームページについては、外部有識者メンバーの一人であるIBMフェローの浅川智恵子さんが実際に視覚障害をお持ちで、その浅川さんから教えていただきました。外部評価有識者の多様性が大変重要であるということを改めて認識しました。どのように学術会議の行動を外に向かって、日本だけでなく世界に向かって発出していくのか、正確に知らせていくのか、あるいは多様な方たちにお知らせしていくのかということが今回、改めて問われたことになります。是非、そのことについて学術会議としての検討をお願いしたいと思います。

私からの発表は以上です。ありがとうございました。

○高村副会長 田中先生、どうもありがとうございました。

ただいま、田中先生から第24期3年目の活動に対する外部評価を頂いたところでございます。こちらについて御質問、御意見はございますでしょうか。会場の皆様は手を挙げて

いただき、そして、オンライン参加の皆様は手挙げ機能ないしは全員宛てのチャットで教えていただければと思います。

会場からはお手は挙がっていないようでございますけれども、オンラインで御参加の先生方はよろしいでしょうか。

それでは、第24期の外部評価有識者座長の田中先生、どうもありがとうございました。

田中先生から御説明いただきました外部評価書につきまして、梶田会長からコメントしたいというふうに思います。会長、よろしく願いいたします。

[外部評価に対する会長コメント]

○梶田会長 田中先生、そして、外部評価有識者の皆様、日本学術会議の活動状況に関する評価をどうもありがとうございました。元々の依頼は、第24期3年目（令和元年10月～令和2年9月）の活動に対する外部評価ということでしたけれども、その後のことも含めていろいろと活動を評価していただきまして、大変ありがとうございます。

書かれておりました、ふだん学術に関わらない人々も対象にした情報発信は非常に重要であり、また、その存在理由を積極的に社会に見せることが不可欠であるとの御指摘につきまして、昨年10月以来、学術会議の置かれた状況を考え、その一方で現在、学術が社会の発展に果たしている非常に大きな役割を考えても、情報発信は本当に重要というふうに思います。より良い役割発揮に向けての報告の中でも、重要課題として取り上げておりますが、頂いた御指摘も踏まえて情報発信に力を入れていきたいというふうに思います。特にハンディキャップを持つ人々への情報発信の方法についての御指摘、どうもありがとうございます。恥ずかしながら技術的な細かいことは、これから理解せねばならないのですが、このような観点もしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、人文・社会科学の重要性、そして、既存の秩序と折り合いのつかないことを問題提起し、論理的に説明する力を持つべきとの御指摘は、正にそのとおりというふうに思います。学術として発信すべきことはしっかり発信するというのを貫いていきたいと思っております。

そして、御指摘いただきました改正された科学技術基本法により、これまで除かれていた人文科学のみに係るものが追加されることになったということに関して、学術会議がこれをどう活かすかは、正に我々がこれから真剣に取り組まねばならない事柄というふうに思っております。もちろん、任命問題も解決に向けて努力していきます。また、具体的にはコロナ禍で社会に起きた変化を分析し、新たに生じた研究者の働き方の変化、課題、そして、可能性を議論、発信することの重要性の御指摘、どうもありがとうございます。これについてももしっかり対応していきたいと思っております。

それから、4番目の日本学術会議としての存在を世界にどう示すかということについて、問題意識は完全に共有しているというふうに思います。学術において世界がより強くつな

がっている現在において、国内の学術会議をめぐる議論の多くは、国内のことを念頭に置いた議論となっているように感じていますが、我々は学術として世界にどう発信し、世界とどう協働していくかということを中心に考えていくべきかと思えます。

また、ジェンダーあるいはダイバーシティの問題についての御指摘、どうもありがとうございました。学術会議の今期の会員の女性比率は約38%ですが、学術会議だけが女性比率が高いというだけではもちろん不十分です。2021年、世界で120位というジェンダーギャップ指数が示すように、日本社会全体に改革がなされねばならないというふうに思っております。学術会議として、この問題への発信も極めて重要と思えます。

本日、そして明日と日本学術会議のより良い役割発揮に向けてということで議論してまいります。本日、頂いたこの評価のポイントも踏まえまして、しっかりと議論していきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○高村副会長 梶田会長、ありがとうございました。

それでは、外部評価書についての議論はここまでとしたいと思います。

有識者会議を代表して、今日、御出席いただきました田中先生、どうもありがとうございました。田中先生はここで退席なさいます。（拍手）

【「見直し報告」提案】

○高村副会長 それでは、続きまして提案3、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を議題といたします。こちらは提案者でございます会長から御説明いたします。それでは、梶田会長、お願いいたします。

○梶田会長 それでは、日本学術会議のより良い役割発揮に向けてという資料がお手元にあるかと思えますので、この提案につきましてパワーポイントで、全体は長いものですが、要約を説明させていただきたいと思えます。

それで、まずより良い役割発揮に向けてという案を作るまでの審議の経過を1ページでまとめてまいりました。まず、ここにあるように10月29日に学術会議幹事会において議論をスタートしております。その後、幹事会において何度も議論しておりますが、幾つかこの中でポイントをピックアップすると、11月30日から会員の意見聴取の実施を行い、回答が142名の会員の方からありました。そして、12月9日には分野別委員会の委員長との懇談を実施しました。これは人数の関係から2回に分けて行いました。そして、12月16日に日本学術会議のより良い役割発揮に向けてという中間報告を取りまとめ、発表しております。

その後、本日、提案する報告に向けての活動を開始しておりますが、1月13日から会員、連携会員及び学協会のアンケートを実施し、回答数として、連携会員の方が150名、協力学

術研究団体からは303団体から回答いただいております。そして、2月27日には学術フォーラム「危機の時代におけるアカデミーと未来」を開催し、日本学術会議の在り方について議論いたしました。その後、3月4日から17日にかけて、会員との情報・意見交換会を合計8回、114名の会員の方との意見交換を行いました。そして、4月8日に役割発揮に向けての素案を取りまとめ、そして、その素案に対する御意見を会員の方から、今までに14件頂いております、それを踏まえて、本日、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(案)として提案して、本日及び明日、これについて御議論いただきたいと考えております。

それで、この報告案ですが、これが全体構成となっております、最初に前文があり、そして、Ⅰ、日本学術会議のより良い役割発揮に向けた設置形態、そして、Ⅱで日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組ということで5項目を挙げております。以下、この役割発揮に向けて(案)に沿って要点を話していきたいと思っております。

まず、全ての出発点として、そもそも、ナショナルアカデミーはどのようなものかということから始めております。まず、現在あるいは現代社会では、自然と社会の全体が学術の対象となり、逆に人間的活動のほとんどが科学技術に支えられ、学問的知見抜きの社会変革は考えられない、そういう状況になっています。政策的意思決定において、科学的知見を参照し、尊重するのが世界の趨勢です。ナショナルアカデミーには、グローバルな観点から人類の福祉に貢献する国際的な役割が求められています。

このような期待に応じて、しかるべき役割を果たすことこそ、日本学術会議が日本の国民と広く世界の市民に対して負っている責務であるという、そういう認識をした上で、我々は過去の歴史的な経緯などから、以下の5要件をナショナルアカデミーは満たしている必要があると考えるということを述べています。一つは学術的に国を代表する機関としての地位、そのための公的資格の付与、3番、国家財政支出による安定した財政基盤、4番、活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性。

これらの5要件を踏まえて、より良い役割発揮に向けた設置形態をまとめました。少し経緯をここに書きましたが、基本的に政府から提起された日本学術会議の設置形態の件について、上記の5要件を基に国の機関、独立行政法人、特殊法人、指定型公益法人などについてフラットな検討を行いました。その結果がまとめられています。

まず、大きいポイントとしては、現行の日本学術会議法では5要件はきちんと書き込まれているということを確認しました。したがって、国の機関としての形態にそれを変更する積極的理由を見いだすことは困難であるとしています。それから、国の機関以外の設置形態とする場合、いずれの形態を採る場合も学術的に国を代表する機関としての地位や独立性、国との関係などを法律上、明確にする規定が必要だというのが我々の認識です。

その上で、独立行政法人は独立行政法人通則法及び個別法に基づき、公共上の事務及び事業を効果的かつ効率的に行うために設立される法人ということであり、本質的に事業実施機関とは異なる日本学術会議の設置形態としては不適切であると結論いたしました。

また、公益法人の場合、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づ

くこととなります。公益法人の設置主体は民間であり、ナショナルアカデミーを機能させる国の責務、例えば特に要件②で想定されている政府への勧告などを維持した民間の法人を設立することは、現行法では困難と判断しています。

最後、特殊法人の場合には、個別の法律を制定して5要件を満たす特殊法人とする余地はあると考えました。ただし、その場合にも確実に担保されるべきポイントが複数存在するので、それについてはしっかりと報告の中で明記させていただきました。

続きまして、以下、より良い役割発揮に向けた取組ということで、五つの取組について簡単に報告いたします。

一つ目が国際活動の強化ということです。我々の認識としては、国際活動は日本の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議にとって極めて重要な活動であり、ここに具体的に三つの重要な活動を書き込んでおります。これを踏まえて、改革としては国際学術団体、各国アカデミーとの交流・連携の強化、国際活動に参加する会員、国際学術団体役員やそれらの経験者などが交流・連携するプラットフォームの設置の検討、国際活動を広く国民、社会に知らせる広報発信の強化、日本学術会議の活動を広く世界に伝える、例えば提言などのうち、特に国際的発信を行うことが適当なものについて英語版を作成するとともに、その他のものについても要旨の英語版を作成、そして、国際活動を支える財政基盤、職員の確保ということで書いております。

なお、具体的な取組については新たなリソースが必要なものもあります。それらはリソースを確保した上で取り組むということについては、報告書の中では明確に書き込んでおります。

2番目は、意思の表出と科学的助言機能の強化ですが、我々の認識としては、勧告、提言などの意思の表出は科学的助言を行うための活動であり、日本学術会議の活動の中核であります。日本学術会議の行う意思の表出は、独立した立場から広い視野に立った社会課題の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待されるということで、これらは国の審議会等とは違うものであるということを確認しております。提案の意義について社会的理解を得るための努力も求められるという、そのあたりもポイントかと思っております。

改革案としては、日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革として、委員会、分科会間の積極的な交流・連携や合同審議、提言など、常設的に設けるべき分科会、例えば国際学術団体対応分科会等、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などを整理していきたい。学協会、政策立案者、専門職団体、産業界、NGO・NPOその他、他方面の当事者との意見交換、情報共有等を図る仕組みの構築、中長期的課題、例えばSDGsですとか、基礎研究力強化などへ対応できる仕組みを考えていきたい。

次は、対話を通じた情報発信力の強化です。我々の認識としては科学的助言の発出を中心とした一方向性のコミュニケーションのみならず、学協会との連携や助言内容を周知して浸透を図る努力、社会の意見を聞き取る取組を強化するとともに、それがどのように社

会に受け止められ、政策立案に貢献したかをフォローアップしていく必要があるというものです。

改革としては、行政府、立法府、地方公共団体、産業界等との対話機能の強化ということで、関係する学協会との対話・交流を活性化、これは例えば学協会との連絡協議会の設置など、各種専門職団体、若手研究者、教育関係者等との意見交換、情報交換を行う場の設置、SNS等のコミュニケーションツールも活用し、双方向コミュニケーションの充実、広報コミュニケーションの専門家やデザイナー等のプロフェッショナル人材の雇用、サイエンスメディアセンター構想などを検討していきたい。そして、政府、産業界、各種専門職団体等との意見交換もやっていきたいと考えています。

重要なのは会員選考プロセスですが、これについて透明性を向上していきたいと考えています。まず、日本学術会議法では優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考となっております。そして、それとともに我々の認識としては、会員には個別分野の利益代表だけではなく、学術全体を念頭に個別利害から独立して思考し、活動する高い見識と能力が求められます。コ・オペレーション方式であることにより、年齢やジェンダー、地域などの多様性が確保されています。

改革ですが、会員候補選考に関する説明責任の強化、社会に開かれた選考ということで、コ・オペレーションの原則を確保しながら、会員や連携会員候補選考の際の基本的な考え方、候補者情報の収集手法、選考各段階における人数や内訳の概要などを開示するとともに、各分野別選考に際して分野の異なる委員も参画するなど、選考委員会の透明性向上に向けた様々な取組を実施していくべきだと思います。そして、大学や研究機関以外で優れた研究や業績がある会員を増やし、また、地域やジェンダー、年齢、所属等の観点から多様性を確保、期ごとに求める人材像を明確にし、選考方針を作成して公表、その際、外部有識者をはじめ幅広く第三者からも意見を聴取する仕組みを作りたい。学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考に当たって実施した部を越えた枠の設定を拡大、最後、協力学術研究団体以外の諸団体からの候補者に関する情報提供を考えていきたい。

会員選考プロセスのところでもう一つあります。これは、政府から日本学術会議の3部制の人員配置の件について検討要請が12月にありましたので、それについて検討したことをここに書き加えております。法的には210名の定めがあるだけであり、各部70名の定員が定められているわけではありません。こういうことを踏まえて、3部体制、各部の人数の見直しについて検討しました。そして、我々の考えとしては、分野ごとに研究者の定義は必ずしも同じではなく、研究者数の算出も定義に応じて異なり、仮に研究者数が正確に把握できたとしても、それに単純比例させた部ごとの会員数割当は単なる現状の追認に過ぎず、多数派の既得権益に道を開きかねない。その結果、例えば有望な新興分野からの会員の選考が困難になり、学術のダイナミックな動きを把握し損ない、研究者数の少ない分野の切り捨てにもつながりかねないので、非常に慎重にやる必要があるとしました。

ということで、改善されたコ・オブレーション方式の下で多様な声に耳を傾けて適正な選考を行うとともに、部への会員配属時に一定の変動を許容したような運用を行うのが望ましいというふうに考えております。いずれにしても、部の人員配置については慎重な検討が必要だというのが結論です。

最後は事務局機能の強化です。現状ですが、約50名の事務局が会員、連携会員の活動を支えています。一方で、より良い役割発揮のためには、企画調整、国際業務、調査分析、広報、ICTなどの高度の専門性を備えた人材の確保が求められるということで、改革案の具体的なところは飛ばさせていただきますが、そういう人材を確保するような形で改革を進めていくべきだと考えております。

最後、皆さんに素案を4月8日にお送りしましたが、その後の変更点をここに簡単にまとめました。まず、一つは前文に先ほども述べましたが、このような期待に答えてしかるべき役割を果たすことこそ、日本学術会議が日本の国民と広く世界の市民に対して負っている責務ですという一文を追記いたしました。それから、会員の皆様からの御意見、幹事会でのさらなる検討、そして、細かい文言整理等に基づいて小さな修正を多数行っております。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○高村副会長 会長、ありがとうございました。

本日の総会のスケジュール時間でいきますと、朝のセッションは11時半までとなっております。したがって、ここで午前中の総会を終了し、昼休みを取らせていただいた後に、こちらの議題、提案3について意見交換をしてみたいと思います。事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○企画課長 事務局です。

この後、学術会議庁舎内で昼食をとられる方は、各部会の会議室でお願いいたします。第一部会は5階の会議室、第二部会、第三部会は6階の会議室、これを開放しておりますので御利用ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ階段を御利用くださいますようお願いいたします。エレベーターを利用される際には、くれぐれも密にならないように御注意ください。なお、密を避けるために、庁舎内に二つある階段を一方通行にしております。ロビーに表示してございますけれども、エレベーターに近い階段を上り専用、エレベーターと反対側の階段を下り専用というふうにしておりますので、よろしく御願いたします。

午後の総会は13時から開会いたします。会場で御参加の先生方は、少し早めに席にお戻りくださいますようお願いいたします。講堂にお戻りいただく際には、再度、本人確認をさせていただきますので、学術会議の会員証、これをお持ちいただきますようお願いいた

します。オンラインで御参加の先生方は差し支えなければ、引き続きオンライン会議に入室したままにしていただければと存じます。退室された場合には、再度、本人確認を行わせていただきますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○高村副会長 それでは、午後1時から開催といたします。またお集まりいただきますよう、あるいはオンラインの先生方、御出席を引き続きお願いいたします。ありがとうございました。

【休憩(午前11:47-午後1:02)】

○高村副会長 それでは、1日目午後の総会を開始させていただきます。

[自由討議]

○高村副会長 午前の総会で会長から御説明いたしました、日本学術会議のより良い役割発揮に向けてについて議論を行いたいというふうに思っております。

冒頭に梶田会長から、一言、お願いいたします。

○梶田会長 午後は日本学術会議のより良い役割発揮に向けてを議論ということになっています。午前の最初に御議論いただきました声明案ですがこれを声明とするかどうかは別として、これについて幹事会で検討するに先立ちまして昼休みに四役で考え方の整理をいたしました。その結果、当初の考え方について会員の皆様に御説明しておくことが必要だろうと判断しましたので、冒頭に、議題を戻してしまっ申し訳ないんですが、一言、申し上げます。

今、仮に声明となっているこの案において、本会議の推薦した候補者を会員として適格でないとする個別の理由を示す説明がありますとしている箇所ですけれども、例えば推薦後の1か月の間に公民権停止などの有罪判決が確定するなど、極めて例外的な事態を想定しており、そのような場合にまで任命されないことを排除するのかどうかというのは、より厳密な法的な検討が必要だと思われま。そういうことです。当然のことながら、そのような例外的な事例以外で任命が見送られるということ、そういう事態があってはならないというふうに考えているという、そういう考え方だけは共有させていただきたいと思えます。議題を戻しましたけれども、これについて、一言、発言させていただきました。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

午前中の声明のところについて、四役の考え方を明確にさせていただいたということでございます。

それでは、午後の総会の議論に入ってまいりますけれども、日本学術会議のより良い役割発揮に向けての議論の進め方でございますが、それなりの長さのものでございますので、前半と後半に分けてはどうかというふうに考えております。つまり、前文プラス設置形態に関する部分と、それから、後半の役割発揮の様々な諸課題と、それぞれ結び付いてはおりますけれども、便宜的に議論を集中して行うという形で分けて意見交換してまいりたいというふうに思っております。

なお、朝の段階でもリマインドしておりますけれども、今回もこの会議は公開で開催しております。事務局から御説明がありましたように、傍聴希望者、そして、メディアの方々にオンラインで配信していただいております。

それでは、より良い役割発揮に向けてについて、まず、前半の部分でございますけれども、御意見、御質問がございましたら、会員の方からお願いしたいと思います。同じように会場に御出席の皆様は、手を挙げてお知らせいただきたいと思っております。あるいはオンラインで御参加の皆様は、手挙げ機能ないしは全員宛てのチャットでお願いできればと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。第一部の方、お願いいたします。

○芳賀会員 第一部の芳賀です。二つあります。

一つ、なぜ今、我々はこれを書くのか。その理由を明記する必要はないでしょうか。通常、論文ならば冒頭に、そのことを書きます。けれども、この文章の前文の、宇宙と人間と現代社会に関する考察内容には全く同意するものの、それは、なぜ今、我々がこれを書くのかの説明ではない。一方、前文の2ページの最後の方に、政府から問題提起されて検討、とあります。そうするとまるで、これは喩えですけれども、政府という親に怒られて、より良い子になるに向けての文章、みたいになる。それでは、任命拒否問題から日本学術会議の機能という政府による問題のすり替え、それへの日本学術会議の対応となってしまう良くない。あくまで我々が何でこれを今、書くか、それを明記すべきかと思っております。あるいはもしかしたら、全ての現状をもちろん皆さまが分かっているから、あえて明記していないのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は事務的なことです。これはこういった種類の文書なんでしょうか。答申、回答、勧告、要望、声明、提言などではないですが、日本学術会議法あるいはその他のどの法規等の何にのっとった文書なのかと明記すべきかと思っております。もし何か例えば報告であるならば、タイトルの最初によく提言とか書きますけれども、タイトルに報告みたいに書くべきではないでしょうか。以上二つ目は事務的・法的手続に係る質問です。

以上です。ありがとうございました。

○高村副会長 ありがとうございます。

何人かの会員の意見を頂いていきたいと思いますが、議論をまとめて進めたいと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○池邊会員 二部の池邊でございます。

○高村副会長 池邊先生だけでなく、マイクがどうしてもハウリングする関係で、音量が小さめになっていますので、マイクに近付けて御発言を会場の皆様はお願いいたします。

○池邊会員 二部の池邊と申します。連携会員から正会員になったばかりの若輩者ですので、全体の構造が分かっていない意見になるかもしれませんが、今回のことについて少し三つほどお話しさせていただきたいと思います。

今、最初に一部の方から御質問があったように、このより良い役割発揮に向けてという意味ですけれども、学術会議のステークホルダーというのは一体誰なんだろうというのが私は一応、広報委員もやらせていただいている、本当に聞くだけでまだ議論に参加できていないんですけれども、広報誌、先ほどまた田中先生からは70周年誌、素晴らしいものができたけれども、多分、あれは各代の学術会議の正会員の方々並びに大先生たちはお読みになって、素晴らしいなと読んでいただいたかと思いますが、このところ、学術会議の話題になった国民の中の1割も多分、0.0何%の方も読んでいただいているのだというふうに私は認識しています。

また、日本のSDGsは海外で一応17位ということで、その足を引っ張っているのは女性の社会進出だけのように言われていますが、それはそうではないということが今回のコロナのことで非常にいろんなことでよく分かりました。医療も遅れていますし、医薬も遅れています。また、教育の問題、学術会議は教育者、研究者の集合体でもありますが、教育者の集合体でもあります。その子どもたちがiPadやそういうものを持たないということで、リモートの授業ができないという、そういうことに対しても学術会議は何ら声明を出していないような、私だけが知らないのかもしれないんですけれども、気がいたしております。

それで、そういうことを考えたときに我々は今回、いろんなことを国民からも言われてきましたが、世界の水準にコロナを中心として考える。私の専門はランドスケープなので、今回、公園ということを中心にいろいろ考えましたし、公園と医療とWi-FiとAIとか、あと、5G、あと、バーチャルリアリティですとか、いろんなこととの連携とかも考えましたが、それだけではなくて、もっと足元の問題、先ほどお話ししたリモートの問題だとか、あと、学生が対面で何もできない、1年間を棒に振ったという学生たちに対して、教育者として何が私たちはサジェスションできただろうかというようなところが非常に気になりまして、そういった意味では、政府に対してはコロナの対策、あるいはそういうリモートに対する物品のもの、そういうことに対して言うべきですし、それに対してSDGsというせっかくの10年間のお金が企業さんがあるわけで、企業さんたちにそれを全部呼び掛ければ、学術会

議の方から呼び掛けて、コロナのところでそういうリモートに参加できないところに多くの機材を提供しましょうとか、そういうリモートの教材を作りましょうとか、そういうような呼び掛けをしてもよかったのではないかというような感じがいたしております。

それなので、私は今回のものに対してステークホルダーは何なのかということをしり明瞭にして、私は今までも提言をたくさん連携会員の人に読ませていただきましたけれども、複合化しているとはいえ、結局は学会に対しての提言、学術の中で縦の提言に近いものが多いと思います。もちろん、企業を巻き込んでの大きなプロジェクトもたくさんありますけれども、そういった意味で、企業やできればNPOとかもそうですけれども、あるいは子どもたち、そういう人たちに学術会議というのは一体どういうものなのかということの呼び掛けのものであってほしかったなと思います。

あと、70周年の記念誌については、私はすばらしいものができたという評価、先ほど田中先生のすばらしいと思いましたが、パンフレットは学術会議は英語版であります、70周年の例えば概要版を英語版で作って、海外へ日本の学術会議はこんなことをやってきたんだということをちゃんと示したり、そういうようなことも我々の役割としてはあるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○高村副会長 ありがとうございます。

この意見の取りまとめが誰に対するものかということについての御意見、それから、70周年の関係でいきますと、後半の議論にも関わるところかと思えます。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。では、オンラインでお手を挙げていただいております第一部の宇山会員、お願いできますでしょうか。

○宇山会員 午前中に引き続いて発言させていただきます。

本来、もっと重要なことをやるべき時期に、こういうことに取り組まなければならないのは残念だという気持ちを、これまで発言した皆様と共有していますけれども、出さなければならない状況になってしまった以上はやらないといけない。その中で、執行部の先生方を中心に大変な努力をされてまとめられたものだと思います。

一つ、これが発表された先日以来の報道などを見ると、設置形態について特殊法人とする余地があるという言葉が独り歩きしてしまっているのではないかという気がします。報告書には、これが非常に厳しい条件付のものであるということが書かれているんですけども、どうしてもつまみ食いして読まれる傾向がありますので、学術会議は特殊法人ならなくてもいいというメッセージになってしまっているのではないかと恐れます。

特殊法人は御存じのように2000年代、行政改革、統廃合の激しい波にさらされた、決して安定的とは言えない設置形態だと思います。そして、多様な意見を反映して社会に発信

するという意味では、少し学術会議と使命を共有している特殊法人としてNHKがありますが、御存じのとおり、NHKは近年、政権からの非常に激しい介入にさらされています。ですから、特殊法人というのは少なくとも現在の位置付けから考えれば、決して望ましい設置形態ではない。そして、総務省の公式ホームページにも書いてあることですが、特殊法人というのはその責任を果たすために国が特別の監督をするのだというふうになっています。ですから、筋としてはこの報告書では特殊法人という可能性を肯定的に言及するべきではないのではないかと思っています。

ただ、政府から言われたことに対して、ゼロ回答になってしまっただけではいけないということが恐らくあると拝察します。そうすると、この余地があるという表現ではないものにした方がよいのではないかと考えます。それで、今、チャットで送りますけれども、最低限の修文としてこの一つの文は、「以上を踏まえると、仮に国の機関以外の設置形態を考える場合には、特に次の諸点を確実に担保しながら、個別の法律を制定して5要件を満たす特殊法人とすることが可能であるかどうかを検討する必要があります」というふうにしてはどうかと提案します。つまり、余地があるということを最初から言うのではなくて、飽くまでもこれから検討を続けるんだということにしてはどうかと考えます。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

今、チャットを御覧になっていただいている方には、事務局から送りましたけれども、ダイレクトチャットで御意見を頂くのではなく、できるだけ全員チャットでお願いできればと思います。あわせて御発言について、できるだけ多くの方に御発言いただきたいと思いますので、簡潔な御発言をお願いできればと思います。

それでは、ほかに御質問、御意見を御希望の先生がいらっしゃいましたら、会場で手を挙げていただくか、あるいはオンラインで手を挙げていただければと思います。ありがとうございます。それでは、大垣会員、お願いできますでしょうか。第一部でお願いします。

○大垣会員 どうもありがとうございます。

まだ、10月からでほとんど何も分かっていないんですけれども、質問なんですけれども、今回の文書に情報発信のことがいろいろ書いてあって、あと、午前中も田中先生から時宜に合った情報発信ということがあったと思うんですけれども、多分、時宜に合った情報発信というのはかなりそれほど簡単ではないのかな、特に学術会議全体の発信方法としては難しいのかなと思うんですけれども、いろんな今朝のお話では総会の決議で前回は法律のない要望を出したということで、時宜に合ったものとしては例えばそのような法律のない形での情報発信などもできるのでしょうか。あるいは全体として午前中にお聞きした田中先生の有識者の評価というものを今後、さらにこの文書に入れていけるものなのでしょうか。もし入れていけるとしたら、どのようなことを考えておられるか、お聞きしたいと思

いました。

以上です。よろしく願いいたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

議論の点として、今、情報発信の点を御指摘いただきましたが、少し優先的に前半の部分について、御意見が追加でもしございましたら頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

先ほど第一部の芳賀会員から手続的なものであるがということで今回、ここで議論しているこの文書の性格について御質問いただいたかと思えます。こちらについて事務局長の方から御回答いただいでよろしいでしょうか。

○事務局長 事務局からこの分は回答させていただきます。基本的にここの部分は学術会議からの意思表示としては、いわゆる声明というものに当たるものではないかと考えております。声明の性格は、基本的には学術会議がその目的を遂行するために、特に必要と考えられる事項について意見等を発表するというのでございますので、その概念に入ってくるかと思っております。ただ、一般的に声明といったときに、今回、学術会議自身の改革方針なども含めていたりしますので、一般用語としての声明という言葉にぴったりいかいかないかというような問題があるので、標題から声明という言葉を外しているんだと認識しております。そういう形で、形式を付した方がいいかどうか、そういったことについても御意見を頂くものではないかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

芳賀会員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに前半の部分について御意見はございますでしょうか。お願いいたします。

○岸本会員 三部の岸本と申します。

私も10月から会員になっております。今回、こうやって非常にうまくまとめていただいたのは、幹部の皆様の努力によるものだとは理解しています。しかし、現時点でこういう声明を出さなければいけない理由というのがいま一つ分かりません。我々一般会員が一般紙からの情報で見た限りでは、任命問題が発生した後に自民党がプロジェクトチームを作り、この中で学術会議の組織を変えるべきだという提言があったということに対して、その頃、梶田会長は井上大臣とお会いになられて、そういう見直しをされるということを約束されたというふうに認識しております。それに対して、今回既に会長から大臣に報告されたわけですね。

それに対して既に自民党からは学術会議は自分たちの居場所だけを確保しようとする考

え方で、自己改革は期待できないという厳しい意見もあると伺っております。先ほどの特殊法人の議論も含めてまだ十分に議論ができておらず、この時点で任命問題も解決していない中、学会からこういうことを積極的に発信しなければいけない理由が私には分かりません。もう少し時間を掛けて議論してもいいのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

今、オンラインで御参加の第一部の栗田会員から発言の御希望が出ておりますので、まず、栗田会員からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○栗田会員 先ほど芳賀先生から、この文書の性格について御質問があって、事務局から御説明いただいた点をもう一度、幹事会なり、あるいは法学アドバイザーの先生から御説明いただきたいんですが、そもそも、より良い役割発揮に向けてということを検討するよという要望が政権側から出てきて、元々は任命問題に端を発した問題であるわけですが、一応、別の問題として出てきて、それに応えてこういう作業を幹事会でなさったわけなんですが、これが学会と政権側の関係として、従来の法解釈の中ではどういう法的根拠があって行われているものなのかとか、それに応えて出されているこの文書は、声明という自主的に出しているように……。

○高村副会長 栗田会員、申し訳ありません。音が聞こえていない。

○栗田会員 先ほどの追加になります。芳賀先生の意見に賛成で、そもそも、このいわゆる在り方問題の検討というのはどういう法的な根拠があって、その結果として出されているこの文書はどういう位置付けなのか。先ほど事務局からは、声明に類するのかもしれないというお話がありましたけれども、声明という自主的に意見を申し述べるという感じになります。経緯からすると任命問題に端を発して、政権側の要請があって検討を開始したので、そういう状況で出ているこの文書の法的な位置付けということについて幹事会メンバーなり、あるいは法学の先生の御意見を法学的な立場から一度、説明いただきたいということでした。ありがとうございます。

○高村副会長 ありがとうございます。

会長からお願いいたします。

○梶田会長 今の御質問、その前のも含めてですが、私の方から少し説明させていただきたいと思います。確かに今期、任命問題が最初から我々に重くのしかかっているわけですが、それとともに今期の幹事会としてそれはあるとしても、一方で学会も改革が必要

であるという、そういう内部的なことを思いまして、どういうふうに学術会議をより良いものにしていこうかということについて検討を始めました。それについて、実際、本日の提案の中の後半の5項目がまとめられているわけです。そのようなことで検討を始めた後で、確かに井上大臣の方からそもそもの設置形態についてもフラットに検討してほしいということがありましたので、それについて我々としてそういうことを検討しないという明確な理由もございませんので、それも含めた形で検討して、本日のより良い役割発揮に向けてという文書案ということとさせていただきます。

ちなみに、これを見ていただくと分かりますが、これが最終報告書ということではなくて、まだ、いろいろなところでなお要検討ですとか、そういうことがあって、これが全てで最後なんだという、そういう位置付けではないと私は思っております。

幹事会の先生方でもし何か追加でコメント等があればお願いしたいと思います。

○高村副会長 ありがとうございます。

こちらの提案は会長からのものですが、幹事会で議論して案をまとめてきた経緯もございますので、もし幹事会メンバーの先生方からも何かあれば頂きたいと思いますが、それにかかわらず、会員から御意見を頂ければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。第三部の方、よろしく願いいたします。

○野尻会員 第三部の野尻でございます。

政府との関係という点でこの見直し案についてどうかという御意見が幾つか出てきたわけですが、それだけではなくて、学術会議が普通一般の方にとってほとんど理解されていないということを、私たちは今回学んだわけです。それに関しては、前の期に私が比較的自分の分野以外の学術会議の委員会とかに参加した印象を見ても、学術会議が機能的に十分じゃないところがあることと関係していると思います。今回の経緯について文書の修正が必要なかもしれませんが、設置形態を見直せばもしよくなる要素があるのであれば、可能性を残して議論していくということが必要とされてはいるのだろうなと思っております。

学術会議の機能的な問題点については、組織が強くなっていくためにも、ここできちんと考えていく必要があると考えていて、全体的に否定的な議論の流れになっていることを心配しています。ある程度必要なものとして捉えていく必要はあるのだろうなと思っております。全体的に非常に真剣にまとめていただいて、私としてはこのまとめの方向でやっていただきたいなと思っております。

○高村副会長 ありがとうございます。

今、前半、後半と便宜的に分けてというふうに申しあげましたけれども、是非総会でしっかり議論したいということもございますので、後半部分も含めて会員から御意見を頂け

ればというふうに思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○小澤会員 三部、小澤です。

今回のものの文書の位置付けについて、重要な意見が出ていたと思います。何でこの時期にこんなものを誰に向かって出すのかということなのですが、まだ、ちゃんとしっかり読んでいないんですけども、前に出した声明で1999年10月27日、日本学術会議の位置付けに関する見解及び日本学術会議の自己改革について、もっと前ですと1981年10月23日、日本学術会議の改革についてというのがあります。この本文でこの流れに沿って、あるいはこの幾つかの声明を踏まえて検討したというようなところはあるのでしょうか。

○高村副会長 小澤先生、ありがとうございました。

もうお一方、手を挙げてくださっておりますので、御意見を頂こうと思いますが、すみません、相田先生でよろしかったでしょうか。よろしく願いいたします。

○相田会員 第三部の相田です。

最初の部分と、それから、後半の部分も関連しておっしゃられたので、事務局機能のところと前半のところと絡めて意見を申し上げたいんですけども、日本学術会議がナショナルアカデミーとしての位置付けが本当に私は一番重要だと思います。外と交渉というか、いろんな連携するときに、日本を代表した学術の組織だということを担保できることが一番重要なことだと思います。

それと同時に、私は学術会議というのは縦糸と横糸があって、縦糸がいろいろな委員会だとか、いろいろな組織、横糸が私は地方の地区会議の方の地方のところでいろんな専門性のある人が地区には存在していて、その連携というのが地区会議だと思っているんです。地区の方だと関東地方は私は分かりませんが、地方の方だと地区会議を運営するのに日本学術会議の本部の事務の方々の支援は全くなく、それぞれの担当する大学の事務の人たちが何とか支えているというのが実態です。

つまり、日本学術会議の本部のところで、50人ほど事務の方々がいらっしゃるというのがニュースになりましたけれども、それだけじゃなくて、裾野のところで支えているのは全部地方の大学の事務職員だったりするわけです。だから、そういうようなものの上に、日本学術会議は成り立っているんだということがどうも今回の文書の中からは読み取れなくて、そういう組織が本当はいいんだか悪いんだかは検討しなければいけないと思っていて、学術が国の組織であろうが法人であろうが、それだけでこれだけのものを全て動かすのは基本、無理だと思うんです。縦糸と横糸、いろんなところがこれを支えなければいけないで、それを支えることができる組織というのは、どういうものなのかという視点も必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに会場から、あるいはオンラインで御質問、御意見はございますでしょうか。後半の部分も含めてでございますけれども、では、菱田副会長からお願いいたします。

○菱田副会長 先ほど小澤先生の御質問がありましたけれども、この報告書をまとめるに当たっての経緯は皆さんがさっきおっしゃったとおり、総理に梶田会長がお会いになったときに、担当大臣が井上大臣であるというようなことを伝えられ、そこを窓口にして話を進めてくださいというふうなことから始まったことは、皆さん御承知のとおりだと思います。そこで、執行部、四役、それに幹事会の先生方と議論を始めまして、もちろん、初期の段階から設立に至るまで、それから、特に2015年の在り方についての報告書、それから、過去のものも全て幹事会の方では十分検討した上で今回に至っております。

そのときも、御存じのように2015年も同じようにアカデミアとしての在り方を検討した結果、現在の形態が設置できる唯一の解であるというふうな報告書になっていると思うんですけれども、今回ももう一度、ゼロベースで考え直し、それから、過去の経緯も含めて何が要件であるかというのも全て洗い出した結果、この5要件の形になっています。したがって、法人がうんぬんという話は、我々は何が適切かというふうなことを言われた途中で検討してくださいというふうなことがあって、今回の記述の仕方になっております。

確かに特殊法人はいろんな形態がありますが、ここに書かれているのは今のアカデミーの要件を満たすような、それをサポートするような法を付記した上での運用を前提としていますので、そういう意味では、非常にハードルの高い法人の想定をしているという意味合いが含まれているというふうにお考えいただいた方がいいかなと感じています。一部の行政法の先生方の御意見も、いろいろお伺いした上での今回の記述になっているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

オンラインで御発言を希望の会員がいらっしゃいますので、お願いしたいと思います。白波瀬会員、お願いいたします。

○白波瀬会員 よろしく申し上げます。

余りいろんな背景とかも十分に理解していないんですけれども、大変な御努力でここまでの報告書を作成していただいたことにつきましては敬意を示すんですけれども、私のように余りこの会議体自体についてまだ十分な知識を持っていない者がこの案を見まして、本音と建前というのはあると思うんですけれども、学術会議が今、なぜこの改革というのを新たに発信すべきなのかというきっかけはいろいろあったとしても、学術会議として積

極的に位置付けをまず最初に書いていただくことが必要なのではないかなという、すみません、そもそも論の感想になってくるんですけども、そこがないと上からというか、国からの要請があって、それを受けたという正直なところで位置付けてしまうと、問題意識は元々なかったのかというような議論にもなってしまいそうなので、独立法人うんぬんは一つの手段というか、一つの在り方の提案ということになると思うんですけども、もう少し積極的に学術会議からの背景であり、改革だということを前文で出していただいて位置付けていただけると、少し説得力というか、私はそのようなものでも分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。繰り返しですが、後半部分も含めまして御意見を頂ければと思いますけれども、お願いいたします。

○菱田副会長 情報発信の大垣先生から御指摘いただきました点は、当然、まだ書き込みではございませんけれども、やれるところからやることを前提にしておりますので、今日の田中先生の御意見等も伺いながら、広報委員会の方では進めるところを進めるように準備しています。ただ、非常にリソースが掛かるような部分に関しては、どうしても後回しになるかと思っておりますけれども、それは事務局とできる範囲で進めるつもりでおりますので、御理解いただければと思います。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、沖会員、お願いいたします。

○沖会員 三部の沖です。

三部の幹事を仰せつかったので、幹事会の先生方の末席でずっと作成過程を拝見しておりました。先ほどから御意見を聞いておりますと、政府から言われて渋々作ったかのような文書なのではないのかというような御意見もあるのかなというふうに受け取りました。しかし私の認識では、日本学術会議はどうあるべきかという点に関して自分たちで議論し、こういう方向でやるという表明を過去に何回も繰り返してきた中で、外部によって日本学術会議はこうあるべきだというふうな規定をされた経緯もあると承知しております。

そういう意味で、今回のこの文書は「学術の進歩とは何であり、私たちはこういう存在で、こういうことで社会に貢献しようと思う」といった点について日本学術会議として見解をまとめないと、再び外部から「あなた方の役目はこうで、こういう形で活動するのがいいのではないか」と決められてしまう恐れがある。そうならないように、学術のあり方の中身が一番分かり、学術について真剣に考えている者から発出する方がいいという判断

でまとめたのではないかというふうに私は認識しておりまして、先ほどの白波瀬先生の自分たちはどうありたいと思っているのかという点につきましても、まだ、言葉足らずかもしれないかもしれませんが、前文の真ん中の辺りとか、その辺に気持ちとしては込められているのではないかというふうに思います。もし、現在の文章が若干後ろ向きのように見えるようでしたら、それは是非皆様方の御意見で前向きな形にどんどん変えていくということかなというふうに考えます。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の会員はいらっしゃいませんか。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○小山田会員 三部の小山田です。

全体的には、前文のところで書かれております5要件というところから出発した論理構成ということで、ここは大変分かりやすいんですけども、5要件というものに関して分かりやすさを増すためには、出典というのを明らかにした方がいいのかなと私は思っています。それに近い形の記述としては、17世紀以来のうんぬんと書かれてあるところで、各国のアカデミーが常にこの5要件を確認してきたような書かれ方がされているので、多分、こういったところから何か出典が見つかるのではないかというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

○高村副会長 ありがとうございます。

今の点について、もしどなたから御発言を御希望の方がありましたら、小林会員、お願いいたします。

○小林会員 一部の小林でございます。

私も幹事としてこの報告案の作成に協力してまいりました。今の5要件のところの出典というお話がありまして、クリアにナショナルアカデミーというのは、こういうものであるというのをつまびらかにしたような本があるとか、そういう世界ではございません。むしろ、それぞれの国がそれぞれの形で學術の団体を作っていくという歴史的経緯があり、その上でのそれぞれの国の學術會議の在り方を眺めてみたところで、共通に抽出できる要素というものがだんだんと安定してきているので、それを我々は5要件という形でまとめ直したというふうに御理解いただきたいと思っております。

ちなみに、學術會議の在り方に関しては、2005年と2015年に政府の下でも有識者の委員会が作られておりますが、その議事録などを見て、そこで言及されているアカデミーの在り方などを、文章化していったという経緯でこのような五つにまとめております。また、

学術会議法というのを御覧いただくとお分かりになると思いますが、結果的に学術会議法は、この五つの要件を法の中で書き込んでいるというふうを読むことも可能になっておりますので、そういう意味では、かなり最大公約数的な形ではまとめております。

もちろん、この要件を満たさないような作り方をしている国というか、そういうナショナルアカデミーというものが存在していることも事実でありますし、かつて存在したこともあります。例えば旧ソ連が作っていたナショナルアカデミーは、このような5要件を満たしていたかというのと、満たしていたとは言えない部分があるなというふうなこともあるかと思えます。ですので、あくまでこれは最大公約数的であると同時に、多くのアカデミズムの人間がナショナルアカデミーとしてはこうあるべきであるという理念を表現しているという側面の両方、つまり、現実を実現している部分と理念を表現している部分が合わさった形ものを日本学術会議として抽出して、まとめているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○高村副会長 ほかにいかがでしょうか。三部の方、お願いいたします。

○筑本会員 小山田先生がおっしゃりたかったことは、この5要件は非常に重要なことだと思うんですけども、すごく今、いろんな歴史的な経緯とか、いろんなことから抽出されたということは、私たちは理解できていると思うんですけども、これが外に対して出す声明なり、何らかの形というときに、学術会議以外の人たちがこういう5要件を持った組織、学術会議というものを維持するのが必要だというのが、説得力を持って受け入れられるようなものに前文がなっているかというのと、そこが少し曖昧なのではないかということと出典が必要ではないかとか、そういうようなコメントが出たのかなというふうに思います。なので、その辺りも非常に重要な5要件だと思いますので、外に対してこれを守るためにはこれがないと駄目なんだぐらいの説得力を持つような書き方を工夫していただくとより良い中身、どうしても組織論の方に見えてしまうんですけども、5要件ありきだと思いますので、そのような書き方の工夫があるとより良い内容になるかなというふうに個人的に思いました。

○高村副会長 ありがとうございます。すみません、お名前を。

○筑本会員 三部の筑本と申します。

○高村副会長 ありがとうございます。記録とオンラインの方のために、申し訳ありません、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。全体を通してで結構でございますけれども、そうしますと、

第一部の栗田会員、御発言をもしよろしければ簡潔にお願いできると有り難く思いますが、いかがでしょうか。

○栗田会員 ありがとうございます。

何人かの先生から提案がありましたように、実際はこういう政府の要望、非常な圧力の中で否応なく進めさせられている作業ではあるんですが、ただ、先ほど田中優子先生のお話にあったように、むしろ、こういう問題が起きてきたのは学術会議の意義が十分に理解されていないからなので、逆にこの機会を好機と捉えて本来の役割を發揮できるようにしていく、そのための訴えかけをしたい、ということをもっと示すべきなのかと思いました。それに関連して2点、申します。

最初に、先ほど宇山先生がおっしゃったことに関係しますが、いろいろ発展させるための検討は必要なわけですが、設置形態については、今の段階で、「政府から独立させたらどうか」といった恫喝に屈する形で、学術会議法の改正を伴うような提案をしてしまうというのは、国民に対しても許されないことだと思いますので、設置形態をいじるような提案は基本的にすべきではないというふうに考えております。それはあくまで今の6名の会員が任命された後、それは議論する余地があるけれども、設置形態をいじるような提案というのは、ここではすべきではないのかなと思います。

逆に2点目で後半に関係しますが、今の設置形態を変えず、学術会議法も変えない形で、大いにもっとやっていける活動はあるはずで、その中で先ほど田中先生からの御講演にもありましたけれども、学術会議は行政府のおもちゃではなくて、直接、学術会議の面倒を見ることになっているのは首相、内閣府が面倒を見ることになっていますけれども、もっと産業とか社会とか行政全体に対して科学を反映させるために発言していけるはずなので、立法府とか司法府に対しても物を言っていけるべきだといった点が重要だと思います。あるいは後半に関係して私が1点気になったのは、社会に対してもっと開かれた学術会議になっていくというときに、「産業界」という表現を非常に使っているんですが、産業界というと、ともすれば経営者というイメージを持たれがちだと思うんです。

実際は経営者だけじゃなくて、労働者も産業界の構成要素だという捉え方もあるわけですが、「産業界」と言ってしまうと経営側というイメージを持たれがちなので、例えばそこを「産業・労働界」とするとか、「NGO、NPO」に触れているようなところに人権とか環境というキーワードを入れたりして、全体にもっとシビルソサエティ、市民社会に開かれた学術会議、シビルソサエティという言葉を使っている。国際性と市民社会ということが今後、学術会議の活動を発展させていく上で重要な点なのではないかというふうに思ったりしております。

ありがとうございました。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

○浅間会員 三部の浅間と申します。

この全体の印象ですが、「より良い役割発揮」というタイトルなので、「これまでも十分役割発揮は果たしてきたが、さらにそれを発展させるには」という趣旨の文章であるべきだと思いますが、これまでに十分果たしてきた役割についてはあまり触れられておらず、むしろ、これまでの問題点や、こうすべきだということが前面に出てしまっている点が非常に気になります。今まで会員の方も連携会員の方も大変議論を重ね、努力された結果、多くの完成度の高いすばらしい提言等を発出されてきたわけですから、日本学術会議はこれまで提言をいくつ発出し、発信をしてきたのかなどの成果を述べ、会員や連携会員の活動などによって日本学術会議は、学術の進化なり、社会貢献なりにどれだけ重要な貢献を果たしてきたのかということも記載した方がよいと思います。

その上で、我々はさらにもっとやりたいことがあり、それをやるにはこういう部分が不十分であり、それは我々自身に足りないというのももちろんあるかもしれませんが、予算やマンパワー、体制などの様々な制約条件がむしろ原因であり、それを改善すべきであるという主張にすべきだと思います。例えば、18ページに日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革と書かれているなど、更に日本学術会議を良くする上での目標として、委員会、分科会の横断的な交流・連携、合同審議、提言などを可能にし、その結果を検証する仕組みを整えるなどと記載されています。

これは素晴らしい提案であると思いますが、それを実際に誰がどういうふうにするのかということも考える必要があると思います。会員や連携会員の方は、非常にお忙しい方が多い中、給料をもらうことなく、日本学術会議の様々な活動に、多大なご尽力をいただいているわけですので、更に負担を増やすというのは、必ずしもいい方向ではないと考えます。すなわち、我々がさらにやりたいと思っていることを実現するには、現在の予算やマンパワー、体制などの制約から、我々の努力だけでは不可能であり、もっと専任の人を増やすとか、予算を増やすとか、いわゆる支援体制を整えるなど、これらの制約を緩和するような解決案を国が考えるべきであるという主張にすべきではないかと思います。

それから、これまでの会員や連携会員の御尽力について触れましたが、先ほどどなたかが御指摘されたように、日本学術会議が、日本のナショナルアカデミーとしての成立した過程があったはずで、いわゆる戦後からいろんな議論を経て、今までベストだと思うやり方、体制を今まで築いてきた歴史の上に、現在の日本学術会議は存在していると思いますので、そういうことにも触れながら我々が今までやってきたことというのをきちんと評価した上で、さらにこんな活動までできるようになるとよい、という論調にした方がよいのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

第二部の遠藤会員、御発言を御希望でしょうか。

○遠藤会員 遠藤です。

今回の「学術会議は何をやっている組織か分からない」という指摘は、私自身も言われました。税金を10億円使っていても何をやっている組織か、よく分からない、と。10億円を全部会員が使っているわけではないのですけれども、学術会議が何をやっているかというのがよく国民に見えていないという問題は、改めて教えてもらったということが正直な所です。ところで、学術会議は何もやっていないか、というとそうではなく、例えば提言などたくさん発出しています。けれども、それはホームページに載っているに止まり、その後どうやって生かされて、どうやってそれを国民に還元するかという、そこら辺の活動が学術会議や会員としては努力が足りなかったのではないかと思います。ただ、先程発言された先生から御指摘があったように、学術会議の活動は大変な会員の負担、エフォートとしてはボランティア的に働いている先生方が多いと思います。活動を増やすことと、それに伴い各会員の負担増との調整をいかに行うか、ということに危惧しました。

それから、梶田会長をはじめ執行部の皆さんが会員グループごとに学術会議のあり方を議論する機会をいただいたことは大変有り難かったと思います。そのときに学術会議としていろいろな活動を、もっとアピールしないといけないということも私なりに考えました。そして事務局機能の強化などいろいろなことを考えると、10億円に収まらない予算規模になるんじゃないかということも悩みながらアンケートに答えました。今後どの方向の活動が現実的なものかということを含めて、学術会議が数年でどうなるか、5年、10年でどうなるかということなど、中長期的、短期的なパターンに課題を分けて議論する必要があるかな、というふうに感じております。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

総会の午後の部の時間は今、時間が終わるタイミングになってまいりましたけれども、ここで御発言を御希望の会員はいらっしゃいますでしょうか。この後、各部でも御意見を頂くことになろうかと思っておりますけれども、失礼しました、よろしく願いいたします。

○菅原会員 第三部の菅原と申します。

今回の文書は、いろいろなことに配慮して、非常な努力をされてまとめられたものであるということは重々感じているのですけれども、一方で、国民にいかに分かってもらえるかという議論からみたときに、どうしても非常に読みにくい文書になってしまっていると感じてしまいます。学術会議の今回の総会は注目されていて、ここで発表されるものは多分、報道の対象になるわけですが、そうすると、そのときにいかに分かってもらえ

るかというのが非常に大事だと思うのですが、その意味でいうと、非常にまだ厳しさを感じざるを得ないというところがあるので、今からこれを直せるかは時間的に非常に難しい問題があると思うので、これはこれでまとめるとしても、すぐにそれをもっと分かりやすい格好でフォローアップしたようなものを用意していただく、そういう可能性を検討していただくことでよろしく願いいたします。

○高村副会長 ほかに御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。お願いいたします。

○岸本会員 三部の岸本です。

先ほど設置形態について質問させていただきました。私はこういう、より良い活動に向けて見直すことは非常に重要で、今回、幹部の方が非常に努力されてまとめられたことは素晴らしいと思います。しかし、より良い形態に向けてとの提言でありながらこの設置形態を読んできたときに、最後は現行が望ましいと書いてあったら、より良い設置に向けての提案じゃなくて、これは政府からの要望があったからこそやったということになります。従ってこのⅠの報告に関してはそういう経緯を書くなり、極端なことを言えば、企業の視点で見ると、こういう意味のない結論だと付録にすればいいのではないかという気も致します。むしろ、Ⅱ番の今後のより良い役割に向けた取組を中心にまとめる方が国民に向けての提案になるのではないかと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

最後にオンライン参加の会員の皆様、あるいは会場の皆様、よろしいでしょうか。

もし会長から何かございましたら、なければ各部のところの議論に移ってまいります。

○梶田会長 午後の総会の御議論、どうもありがとうございました。

1時間ということもありまして、まだ、十分意見を言えていない方が多いかと思います。これから各部の部会がありますので、そちらで引き続き御意見をお願いいたします。それを本日の夕方以降の幹事会で、あるいは幹事会の懇談会で引き続き議論して、可能な限りの案を明日朝の総会に持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、本日の総会はこちらで終了といたします。今、会長からもありましたように、部会で引き続きこの文書については議論いただきたいと思えます。明日10時から再開する総会で更に議論してまいります。

では、事務局から連絡事項をお願いできますでしょうか。

○企画課長 事務局です。

この後の日程についてお知らせいたします。14時半から各部会を開催いたします。会場にて参加される方は、第一部会は5階の5A会議室、第二部会は6階の6A会議室、第三部会は6階の6C会議室になります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、大変恐縮ですが、できるだけ階段を御利用いただければというふうに思います。エレベーターを利用される際には、くれぐれも密にならないようお願いいたします。なお、密を避けるため、先ほども申しましたけれども、庁舎内にある二つの階段を一方通行にしております。エレベーターに近い階段を上り専用、エレベーターとは反対側の階段を下り専用というふうにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

部会の後、16時半から幹事会を開催いたしますので、幹事会の構成員の方、幹事会に御出席される地区会議の代表の方は、お時間になりましたら2階の大会議室またはオンラインにて御参加をお願いいたします。

本日、配布いたしました資料は、このまま席上に置いていただいても結構です。

明日は10時から総会を再開いたします。明日、総会にオンラインで御参加いただく先生方は、本日と同様に入室に当たって本人確認を行わせていただきますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○高村副会長 それでは、部会の方にお移りいただければと思います。

[散会（午後2時06分）]

令和3年4月21日～22日

於・日本学術会議講堂

第182回総会速記録

令和3年4月22日（第二日目）

日本学術会議

目 次

1、開会 午前10時00分	2
1、配布資料確認	2
1、定足数確認	3
1、日本学術会議会員任命問題について	3
1、「見直し報告」について	6
1、散会 午前11時37分	26

[開会（午前10時00分）]

○梶田会長 皆様、おはようございます。

これより日本学術会議第182回総会の2日目を開催いたします。

[配布資料確認]

○梶田会長 それでは、議事に入る前に本日の配布資料及び留意事項につきまして事務局から説明をお願いします。

○企画課長 事務局です。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。本日、総会資料として追加でお配りする資料は、資料6及び資料7の2点でございます。資料6、声明案「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」について、資料7、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」について。この資料7につきましては、資料を準備でき次第、お配りしてございます。このほか、会員の皆様には資料6及び資料7のそれぞれにつきまして、昨日からの修正箇所が分かる見え消し版の資料も御参考としてお配りさせていただいております。合わせて資料は4点になります。

資料はおそろいでございますでしょうか。順次お配りしてございます。会場で御参加の方で足りない資料等がございましたら、挙手いただければ事務局の方でお持ちいたします。また、本日の総会散会后、席上に残された資料は事務局にて破棄いたしますので、御入り用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

続いて、留意事項について申し上げます。2日目から御参加の方もおられますので、改めて申し上げます。本日は、オンラインにより参加されている会員の方々もおられます。御発言される際には、冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくりと御発言いただきますようお願いいたします。

会場から御参加いただいている皆様は、発言の御希望がある場合は挙手をお願いいたします。また、御発言の際にはできるだけマイクに近づいていただいて、大きい声で御発言いただきますようお願いいたします。ハウリング防止のため、会場から御参加いただいている皆様には、オンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている皆様、入室に当たりまして本人確認に御協力いただきましてありがとうございます。会議中はカメラをオンに、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合はチャット機能または挙手機能、これを利用して意思表示していただきまして、指名を受けましたらマイクをオンにして御発言ください。なお、チャット機能を使用される際は、ホストへのダ

イレクトチャットではなく、全体チャットで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会の会場での傍聴はお断りしております。総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画にて配信しておりますので、御承知おきください。傍聴されている方におかれましては、本日の資料は日本学術会議のホームページに掲載しておりますので御参照ください。

連絡事項は以上でございます。御協力のほどをよろしく申し上げます。

○梶田会長 ありがとうございます。

[定足数確認]

○梶田会長 それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、昨日に続き高村副会長をお願いいたします。

○高村副会長 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして議事を進めさせていただきます。

まず、本日の総会の定足数に関してでございます。本日、会場に58人の会員が御出席でございます。オンラインでの御出席は111名ということでございますので、出席会員は169名で定足数に達して成立しております。

[日本学術会議会員任命問題について]

○高村副会長 本日、この後の議題でございますけれども、提案2、声明案について、それから、提案3でございます、より良い役割発揮に向けての議論をしてまいります。時間がありましたら、従来、総会時に行っておりますけれども、25期の活動等についての会員間での議論をしたいというふうに思っております。

それでは、まず本日、配布いたしました資料6、提案2、声明案「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」を再度、議題といたします。

昨日の総会、そして、部会での御意見で様々な御意見を頂きました。幹事会において修正の検討を行いましたので、修正案について会長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○梶田会長 では、「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」につきまして、修正案を説明させていただきます。

まず、昨日、総会及び部会において本件につきまして、いろいろと御意見を頂きました。どうもありがとうございます。御意見に従いまして幹事会で議論し、本日の資料6を作

ってまいりましたので、幹事会で考えたことについて報告させていただきます。

まず、発出の形態につきまして、昨日、いろんな観点からの御意見を頂きました。その意見を踏まえて幹事会で検討いたしました。結論としましては総会声明とさせていただければというふうに考えております。というのは、25期の最初の昨年秋の181総会では、要望書という形で、実を言うと形態にはそれほど気にしない形で発出しております。その後、今年1月28日に幹事会声明を発出しておるということで、今回は総会声明として一段と強い意思の表出ということとしたいと。実際、内容についても一段と強くなっていると考えております。

それから、内容につきまして少し説明させていただきます。各部会での御議論で、任命問題に対する学術会議の取組に関する学協会や大学、国際学術団体などから、声明などによって広く支持されているということと言及すべきではないかということと言われ、私たちも確かにそのとおりだと思います。ということで、見え消し版の方に明確に見えるかと思いますが、第1段落の末尾に、「こうした本会議の取組みに対して、数多くの国内の学協会や大学に加え、国際学術団体などからも、声明などを通じて、支持が寄せられています」というふうには書き加えました。

それから、昨日、第4段落の最後の一文につきまして御意見が寄せられました。この件につきましてですが、昨日の御意見は任命権者から理由を示せば、任命拒否ができることを認めるかのような印象を与えるという、そういう懸念が指摘されました。昨日午後の総会の最初に説明したように、もちろん我々としてはそういう趣旨ではありません。候補者を会員として任命しないことについて、一般的な説明ではなく、その理由を明確に示すことが必要であることを明確にするという、そういう趣旨です。御指摘いただいた懸念に対して、これについては本日の文書に書き込まれているように、「また、本会議の会員候補の選考と推薦が法第十七条及び関連諸法規に従ってなされる以上、任命権者は、本会議の推薦した候補者を会員として任命しなかったことについて、一般的な説明を超えた特段の理由を示す責任があります」というふうに修文させていただきました。

このような形に幹事会で議論してまとめましたので、本日、皆様にお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高村副会長 会長、ありがとうございました。

それでは、修正案について、御質問、御意見はございますでしょうか。会場の皆さんはお手を挙げていただいて、オンラインの皆様は手挙げ機能あるいは全員宛てのチャットでお願いいたします。ありがとうございます。お願いいたします。

○荒井会員 第二部の荒井といいます。ありがとうございました。幹事の先生方には深く感謝したいと思います。

修正については、全く僕は意見はないんですけども、国際学術団体からの支持とか、

ほかの学協会からの支持につきまして、その内容をそのまま別添として付けるということと、国際学術団体からの声明については、英文を翻訳して別添として付けるということで、この声明に別添を付けるというのはいかがでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

荒井会員の方からの御示唆ですけれども、実は、この国際学術団体あるいは国際学術ネットワークなどからの支持の表明に関しては、既にホームページの方に公開し、記者会見でも御紹介しているものでございます。ですので、今回、今の文言自身は変えないで何か資料を付けてはどうかということだったかと思えますけれども、もし差し支えなければ、そちらのことが分かるように、文章は変えないで御説明したいというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。オンラインの先生方のところも、今は手は挙がっていないかと思えます。

それでは、もし御意見がないようでしたら、この提案2については修正案をもちまして、総会の総意として承認をするということによろしいでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。それでは、この声明案「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」につきましては、この修正案で承認されたということで、改めて確認したいと思います。

○荒井会員 すみません、もう1点、言うのを忘れました。声明を出した後に、もし反応がない場合、例えば何か月反応がない場合にこういうアクションを取るということも一応、決めておかれた方がいいのかなというふうに思いました。第二部の荒井です。

○高村副会長 ありがとうございます。

この声明について出した後の対応について御意見いただいたかと思えます。会員の皆様、会長、それからオンラインで御参加の皆様のところ、もし何か関係して御意見がありましたらお願いしたいと思えますが、ありがとうございます。

○菱田副会長 渉外担当をやっております副会長の菱田でございます。

通常ですと今のような御指摘に、こういうふうなスケジューリングということは可能かと思えますけれども、相手側の今の状況を鑑みると一概にそれを決めるということがいいかどうか、今、判断しかねるような状況にあるかなと思っておりますので、順次、その都度、幹事会、それから幹事会懇談会を通じて会員の皆様には情報を開示する形で進めていきたいと思えますので、御理解いただければと思えます。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

非常に重要な御指摘を頂いたと思いますので、今、副会長からありましたように対応させていただきます。

【「見直し報告」について】

○高村副会長 それでは、続きまして、本日、配布させていただきました資料7、提案3でございます。日本学術会議のより良い役割発揮に向けてを再度、議題といたします。

こちら昨日の総会、そして、各部会での御意見、多くの御意見を頂きました。

今、会場に配布いただいておりますけれども、オンライン参加の会員宛てには、別途、事務局からメールで資料を御送付しているかと思っておりますので、御確認いただければと思います。9時51分ぐらいに発信させていただいております。

会場の皆様のところ、お手元に資料に行き渡りましたでしょうか。では、そろいましたら教えてください。

修正版の見え消し版、前の残っていた原文に、どこを変更したかが分かるような形になったものについては、今、全て会場の会員の皆様にも行き渡ったということですので、これから梶田会長に、修正案についての御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○梶田会長 では、これから「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」案についての修正について報告させていただきます。

まず、昨日の総会及び各部会で様々な御議論を頂きました。どうもありがとうございました。この文書ですが、できれば、本日、決定していただきたいということを考えております。まず、その性格及び扱いにつきまして説明させていただければというふうに思います。

今回の文書の作成に際して、昨年秋以来、検討課題の設定、それに基づく分野別委員長との懇談、アンケートによる会員の皆様の意見の集約、中間報告の作成、それから、中間報告を踏まえた会員、連携会員、学協会の皆さんへのアンケートによる意見の集約、会員と私たち幹事会メンバーとの意見交換会、それを踏まえた素案の作成、そして、素案についてのアンケートといったプロセスを経てまいりました。

学術会議の英知を結集した報告分の作成を、皆さんと行うことができたと考えております。本当に有り難く思います。どうもありがとうございます。忍耐強く何度も意見を表明して下さった会員の皆さんに心から感謝いたします。

この文書の基本的性格は、会員一人一人のこのような学術会議でありたいという思いを結集したものであるということをお願いいたします。そうしたことを踏まえて、時間的制約がある中、皆さんの御意見の趣旨を損なわない形で、前文につきまして若

干の加筆を昨晚から今朝にかけて行いました。今日の総会でこの文書を決定した後、直ちに私の方で井上大臣と会見して内容について報告を行うことになっております。

この文書の性格について多くの質問を頂きました。まずは学術会議の在り方について、学術会議の会員の総意として、どのような学術会議でありたいと考えているのか、その姿勢を総会の決定として政府に伝えるのが第一番であると思っております。その点についての御理解をお願いしたいと思います。現在、学術会議の在り方をめぐって、様々な議論が社会で展開されている中、今、この時点で学術会議が自らの意思を政府に伝えることが、最も緊急の課題であると考えています。

まず、設置形態について論じた上で、五つの検討課題について論ずるという形を取っていることについて、順序の入替えをしてはどうかという御意見もありました。この件について立案過程でも順序の入替えをして検討し直すという経緯がありました。これについて執行部で慎重に検討を重ねた結果として、この順序とすることを選ばせていただきました。

それから、各部で共通して国民にいかに理解していただくのかということに、もっと留意すべきであるとの御指摘を頂きました。正にそのとおりでと思います。この御指摘に感謝いたします。この件につきましては、今後、より分かりやすい言葉で発信するための努力を重ねていきたいと思っております。ただし、そのためには文書全体の全面的な見直しなどの作業が必要です。学術会議についての例えばQ&Aでも、あるいはリーフレットにも載っていますが、まず、硬いバージョンを作成して、続けて分かりやすいものを作るという工夫を重ねましたが、それと同様のことを考えようと思っております。

今日の再提案でそこまで配慮したものを作成するのは、時間的にも正に不可能だったというのが正直なところです。今後の取組の一環として、御提案のありましたサマリーを作成するという点についても検討したいと思います。これに関してですが、昨日の総会で使用したスライドも要点を確認するという意味から作成したものですので、それについても付言させていただきます。

続きまして、学術会議が何をやってきたのかについても、書き込むようにという御意見がありました。これについては、Q&Aをはじめとして様々な取組を進めており、限定的な目的のこの文書できちんと書き込むというのは、困難であるという判断をさせていただきました。引き続き、この点で取組を進めるべきことは、情報発信力の強化として論じております。引き続き、重視して取り組むこととさせていただければと思います。

それから、5要件、この重要性は皆さんに御理解いただけたものというふうに思います。その上で、これは世界のアカデミーの長い歴史の中で形作られ、言わば緩やかに了解されてきた合意のようなものであって、どこかに明文的な根拠があるという性格のものではないと判断しております。私たちは今回、この考えを過去の様々な検討文書の分析を通じて、明文化することにチャレンジしたと自負しているところです。

これに合致しないアカデミーもあるとの点は、そうだと思います。それは、国家からの独立が認められないような場合であるということも一応考えておりました、それについて、

そのように考えているということを述べさせていただきます。

続きまして、設置形態の特殊法人、この件についても説明させていただければと思います。総務省のホームページが特殊法人についての定義を行っています。ただ、実態はそれとは異なり、特殊法人については独自の性格を持ち、個別の法律によって設立される多様な法人が設立されております。ここではそうした実態に照らした広義の理解によって文章を書いています。学術会議の性格に応じた法人の在り方を法制的に書き込むのには、大変な労力が必要であると考えています。総会で修正案を御提案いただきましたが、11ページにありますように、ナショナルアカデミーとしてより良く役割を発揮することができる設置形態については、総会での御意見を踏まえて、さらに検討を深めていく必要があると考えています。

それから、会員選考における外部有識者の位置付けについて御懸念がありました。言わば言葉の独り歩きが懸念されているかと思いますが、本文に書き込んであるとおり、コ・オペレーションの基本的な考えを踏まえた上で、私たちが会員選考の際の観点などを確定するに当たって、外部の意見も聞かせていただくという、そういう考え方ですので、この点については御理解いただきたいと思います。

そして、皆さんからお寄せいただいた御意見の中には、既に中間報告の「序」などに書き込んできたものも含まれています。今回の文書は、中間報告から発展させたものでありますので、参考として今回の文書の後に添付することといたしました。

最後にですが、この文書で検討した各事項については、具体化に際して更に慎重な検討を要するものと理解しており、これが確定されたというものではありません。今後も会員の皆さんとともに、より良い学術会議を作り上げるための努力を重ねていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○高村副会長 会長、ありがとうございました。

それでは、修正案を御説明させていただき、お手元にお配りしている修正案でございませぬけれども、こちらについて御意見がございましたら、会場の方は手を挙げて、それから、オンライン参加の会員は手挙げ機能あるいはチャットで教えていただければと思います。ありがとうございます。会場は今、お手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないと思います。それでは、オンラインで参加の宇山会員、お願いできますでしょうか。

○宇山会員 第一部の宇山です。梶田会長、御説明をありがとうございました。

特殊法人については、確かに非常に様々なものがあると思いますけれども、政府の監督を受ける存在である、つまり、現在、日本学術会議法で定められている、政府から独立して職務を行うというのとは違う性格のものであるということは、共通しているのではないのでしょうか。もし政府の監督を受けない特殊法人があるとしたら、教えていただきたいと

思います。

また、昨日も言いましたが、かなり高いハードルを設けているとはいっても、特殊法人とする余地があるという言葉が独り歩きする可能性があり、ひいてはこれが落としどころとしてみなされてしまう危険性があるのではないかと。そして、一旦、特殊法人とすることが決まって法律を作るとなると、その法律を作るのは学術会議ではありませんから、政治の論理によって、こちらが付けた条件とは違う内容のものになってしまう危険があるのではないかと。そういった危険についてどう考えるかをお聞かせいただきたいと。よろしくをお願いします。

○高村副会長 宇山会員、どうもありがとうございます。

特殊法人の技術的などいいますか、前半の御質問のところは、私、高村から回答させていただきたいというふうに思います。今、独り歩きという懸念のところは、梶田会長あるいは菱田副会長からお願いできればというふうに思っております。

宇山会員が御指摘のとおり、正に様々な特殊法人がございます。特殊法人について実態としてもそうでありまして、例えば総務省の設置法を見ても、その定義は非常に幅広くございまして、特別の法律によって設立すべきものとされる法人といった非常に広い定義がされております。

勧告を受けるような、勧告を国に対してすることができるような権限を持った特殊法人があるかという御質問だったと思いますけれども、既に今ある特殊法人あるいはその前例を全て網羅してお答えするというよりは、今、正に御指摘があるように、もし日本学術会議の特殊法人としての設置形態があるとする、それは正にテーラーメイドの今ありました、日本学術会議がナショナルアカデミーとしてふさわしい地位と権限を持つような形で法令が作られるということが必要であろうということが、この報告書に書いている内容でございます。正に御指摘のように、会長からもありましたけれども、実際、そのハードルは前例も含めるとかなり高いハードルだというふうに認識しております。

いずれにしても、したがって、この中でも書いておりますけれども、宇山会員からは検討の必要があるという、そういう文言も頂いておりますが、設置形態、さらには報告書全体を通して本日まで頂いている総会での、そして会員からの意見を踏まえて、更に検討するというのが大前提でございます。今のままで、これで何かの選択肢をここで決めるという、そういうものとしてお示ししているものではないと理解しております。

もし梶田会長、菱田副会長あるいは望月副会長からありましたら。

宇山会員、すみません、話をしながらあれですけども、もし何かありましたら頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、第一部、栗田会員、お願いいたします。

○栗田会員 今日、文言を確定した方がいいと思うので、会長の御説明に納得して聞いていたんですが、今の宇山先生の御発言を聞いて、落としどころとして特殊法人についての箇所が用いられるという点が結構ありそうだなと懸念を強く感じました。大幅な修正は難しいと思うんですが、その場合、昨日、宇山先生から頂いた修正案を使わせていただくか、少なくとも11ページの下から4行目から3行目のところですが、一種、結論みたいに見えてしまうんですね。「以上の検討を踏まえると、仮に国の機関以外の設置形態を採用する場合には、特殊法人とする余地があると考えられます」というところが悪目立ちしているというか、ここが一種の落としどころ的に見えるので、ここを消してしまって、要は独立法人とか公益法人とか特殊法人とかをそれぞれ検討して、特殊法人の場合も個別法が必要だけれども、その場合もこういう前提が必要で、と、議論の全体の流れが見えるようにして、この2行が悪目立ちしないようにする必要があるのかなと思いました。今日、決めないといけないので大変なんですけれども、今の宇山先生の御指摘は結構、現実の危険性として深刻かなと思いましたので、是非御検討いただければと思います。

○菱田副会長 ありがとうございます。

執行部のメンバーでもそういう懸念を持ちながら、この文章を書いているのが事実でございます。ただし、現状の今日の報告の段階で、決定的に優劣を付けたような書き方と、我々がこうするんだということを表明することが必要かどうかという観点も含めて、こういう文章になっております。先ほども、時間スケールでどういうふうな対応というようなお話がありましたけれども、それと同様のレベルで対応していく内容になるかなと思っておりまして、そういう意味で、アカデミーの基本とするもののハードルが一体どこにあるのかというふうなことを記述することによって、我々としては学会会議の存続の理論武装をしているという考え方に立っております。

法人の形態に関しては、そこだけピックアップすると、確かにそういうふうに見えてくるかもしれませんが、そこは少し現状の置かれた状況を鑑みて御理解いただければ、とても私としてはうれしいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高村副会長 ほかに御意見、御発言を希望の会員がいらっしゃいましたら、会場では手を挙げて、それから、オンラインでは手挙げ機能あるいはチャットでお知らせいただければと思います。ありがとうございます。第一部の川嶋先生、お願いいたします。

○川嶋会員 ありがとうございます。手を挙げさせていただきました。第一部の川嶋でございます。会長をはじめ幹事会の皆様、本当に多大な御尽力を頂き、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。ご苦労さまでした。

細かいことを1点だけなんですけれども、前文の第2段落目の3行目に、「政治というのは、その本質は各種の利害の調停を踏まえつつ、価値の選択を行う点にある」と、こう

いう表現がございます。ここに「利害の調停」、「調停」という言葉が使われています。調停は紛争解決というようなニュアンスで、主語がよく分からないんですけれども、それだったら「利害対立」という表現になるのがふさわしいと思います。このままだと「調停」じゃなくて「調整」がより正確といたしますか、真意が伝わるのではないかと思いますので、「調停」の「停」を「整」と変えるというのはいかがでしょうか。そういう細かな御指摘で恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

○梶田会長 御指摘をどうもありがとうございます。今、言われてみると確かに先生のおっしゃるとおりかと思うのですが、では、ここは「調停」を「調整」に修正するという御提案ですが、いかがでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

恐らくタイポかなというふうに思いますけれども、川嶋先生、御指摘をありがとうございました。会員の皆様、前文第2段落の上から3行目ですけれども、「利害の調停」を「利害を調整」というふうに修正をお願いできればというふうに思います。

ありがとうございます。お願いいたします。

○浅見会員 第三部の浅見でございます。恐れ入ります。

先ほど宇山先生とほかの先生からも御指摘のありました11ページのところに戻りまして恐縮なんですけれども、読み直してみても下の4行目の「以上の検討を踏まえると」が、全て上の方に係るというふうに理解されるのではないかと思います。この「以上の検討を踏まえると」というのは、全ての形態のことを検討したものを踏まえてという意味なのか、それとも、そのすぐ前の特殊法人とする場合にはというので、その部分だけを指しているのかというのを考えますと、恐らく書かれたときにはすぐ上のところを指していたのかと思うんですけれども、全部を指してしまっているの、今のようなお話になっているのかと思われま。この「以上の検討を踏まえると」というのだけでも外していただくことができれば、先生方の御趣旨にも、また、幹事の先生方の御検討にも合うのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高村副会長 ありがとうございます。

こちらのところについて、浅見会員が御指摘のように、国家の機関以外の設置形態を全体として見たときを踏まえた上で、というつもりでの文章になっております。つまり、含意していることは、特殊法人以外の例えば独立行政法人というのは、日本学術会議の設置形態として果たしてふさわしいか、あるいはさらに特殊法人以上に、設置形態としては適切さに課題があるのではないかというものを含意しているものでございます。公益法人についても同様でございますけれども、そういうものとして御提案しているつもりでございます。

ます。

第一部の芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀会員 第一部の芳賀です。

今、菱田副会長、高村副会長、皆様に、御説明いただいて我々会員は、少なくとも私は本文書の趣旨を理解いたしました。日本学術会議会員としては理解しました。ただし、特に本文書の場合、一番問題になるのは、「国民がどう理解するか」、それから「政府がどう理解したがるか」ということかと思えます。我々の理解よりは、国民の理解と政府の理解のしつかり方の方が大事ではないでしょうか。そういう意味で、かつ現実的には今日中に文章作成ということになりますと、今、おっしゃったように「以上の検討を踏まえると」を削除することが、最低限、有効かなとは思っています。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

この「以上の検討を踏まえると」というところの削除についてのみ、今、議論に上がっているかと思えますけれども、その点についても何かご意見があれば頂きたいと思いますが、ありがとうございます。オンラインで参加の第一部の佐野会員、お願いいたします。

○佐野会員 佐野ですけれども、今の点なのですけれども、先ほど御紹介がありましたように、総務省の定義が政府の場合の特殊法人の理解になるのではないかと私も思います。政府の理解では、先ほど御紹介がありましたように特殊法人といった場合、今回の5要件を満たす特殊法人ではないわけです。そうしますと、5要件を満たす特殊法人とするということは、現に存在する特殊法人とは異なる新たな特殊法人制度を創設する必要があるとか、何か現行の特殊法人制度そのものではないということをも明記されることも一つの提案かと思いました。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに会場あるいはオンラインで御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。吉村会員でしょうか。お願いいたします。

○吉村会員 第三部の吉村ですけれども、幹事会メンバーというよりも一会員として、この報告書を読んでということで気付いたことを申しますと、今の11ページの「以上の検討を踏まえると」というのと、あと、「余地があると考えられます」という、このところで今、議論が進んでいるわけですけれども、この章そのものの立て方としては個別の設置形態を議論してきた上で、それで、10ページの3のところでは検討を踏まえた評価、これをその後にとまとめている、(1)が国の機関として維持する場合の評価、(2)の方は

国の機関以外の設置形態とする場合の評価、そういう形で骨格としては明確に分かれていますので、「以上の検討を踏まえると」というのは、あくまでも（２）のことの検討だというのは明確だとまず思うところです。

国以外の機関の設置形態、もっとたくさん選択肢がある中で、いわゆるサイエンスというか、エンジニアリング的にいうと、要は完全に否定するのか、否定しないのかという、そういう観点だと思いますけれども、特殊法人というもののいろんな形態があり得るものだとなれば、そこは現段階で完全に否定するものではないということを私は言った文章であって、ただし、それ以外の法人の形態については、実は否定しているという、そういうふうな理解の報告書になっているかなというふうに感じているところでして、そういう意味では、かなり学術会議の設置形態に関する審議、あと、大きな気持ちとしてはかなり明確なものがここに既に反映されているのかなというふうに感じておりますということをコメントさせていただきます。

○高村副会長 ありがとうございます。

小林会員、お願いいたします。

○小林会員 この部分というのは、国の機関以外のというところがポイントのセクションだと思うんですが、御承知のように海外のナショナルアカデミーは、国の機関になっていないではないかという指摘はかなりされるところであります。同時に、学術がその国の中でどのように位置付けられてきたかについては各国固有の歴史がありますので、単純に海外の事例をまねればよいという話ではないということもあり、ここはかなり苦渋の表現になっているんだろうと思います。現実には国の組織の中にいることによる窮屈さがないわけではないというのは、会員の中からもいろいろと意見が出ておまして、そういう意味では、国の機関から離れるという可能性をゼロにするような書き方が本当に望ましいかという問題もあろうかと思えます。ですから、この余地というのは、その限りにおいてかなりの整備とハードルをきっちり越えていくという条件が整った場合には、より良いものが考えられなくもないというふうな理解で読めるのではないかというふうに思えます。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにこの点について御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。佐野会員から、チャットを御覧になれる方はチャットで見ていただけるとよいかと思うんですが、非常に丁寧な特殊法人についての御説明を頂いております。総務省のホームページでの御紹介、それから、実際の定義のところですか。ありがとうございます。

お願いいたします。ありがとうございます。

○相澤（清）会員 第三部の相澤です。

11ページのところで、私も少し文章の流れとしては不均衡なところを感じざるを得なくて、以上の検討を踏まえると、先ほど御意見がありましたように、5要件を満たす新たな特殊法人を設ける必要があると考えられますというようなところまで打ち止めにして、そこから先の少し細かな話は削除してもいいんじゃないかというふうにも思えた次第なんですけれども、ここは妙に検討が微に入り過ぎていて、随分と強調されて読めてしまうというところが一抹の懸念でもあります。

○**菱田副会長** これはそのハードルを示さないといけないと思って書いてあります。要するに、今いろんな御懸念がありますよね、政府からの関与等々。それをできるような特殊法人の形を書くとすると、そのハードルがどこにあるのかというのは示さないといけないと思うんです。それで、これをなくすと、さっきもどれでもいいだろうというふうなことにいきかねないというふうなこともありますので、これはしっかり記述させていただく。すなわち、そう簡単にできるものではないような想定をしない限り、ナショナルアカデミーとしての役目が果たせないという、表裏一体の形を取っているというふうに御理解いただければいいかなと思います。それでもどうしても分からんというのなら、もし代案があれば教えていただければと思います。

○**相澤（清）会員** 思いが籠もっていることが分かりました。

○**高村副会長** ありがとうございます。

栗田会員、お願いいたします。

○**栗田会員** 第一部の栗田です。

今、代案があればというお話だったんですが、個人的には昨日の総会の際に宇山先生が示していただいた、「余地」というのではなくて、「検討の可能性はある」とか、そういうふうな代案を示していただいていたと思うので、宇山先生の文案を生かすというのはどうでしょうか。今、手元に宇山先生の文案はないんですが、もし確認できればお願いいたします。

○**高村副会長** ありがとうございます。

橋本会員、お願いいたします。

○**橋本会員** 橋本でございます。

設置形態の問題について、既に中間報告の段階で検討しなければいけないということを書きました。書いてあります。それを踏まえて検討していったという形で今回の文書は作られています。その文書で更にもう一度、検討するというふうな言い方をするのかどうか

ということです。検討の結果として私たちはこれは極めてハードルの高いことであると判断しました。しかし、当初、この議論を始めた最初の頃に先生方の中にも、こんな窮屈なのであれば法人の形態でもいいじゃないかというような御議論もあったかというふうに思います。そのような先生方の御意見も踏まえたときに、私たちは法人の形態についても検討していく必要は当然ありました。

その結果、様々な場合を考えましたが、独立行政法人はそもそも趣旨にあわない。また一つ一つ検討して、仮に私たちの社会が欧米と同じく市民社会の支えで学術機関を作ることができる、そのための資金が得られるというような条件が十分に備わったとしたならば、現在の法制を想定すると特殊法人という書き方になる、そういうことだと思います。

しかし、後のところで、それはそんな簡単にできることではないということ、特殊法人とするには、先ほど菱田副会長がおっしゃったとおり、踏まえるべき条件が多くあるということが書き込まれています。こういう判断を示した書き方をしたところから、もう一度、「検討する」に戻すのは、これまで検討してきたプロセスからして無理があるのではないかという気がいたします。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

川嶋先生、お願いいたします。

○川嶋会員 宇山先生、栗田先生、それから、今の橋本先生のお話は、私は十分に理解できたのではないかなと思います。それから、これまでのこの文言の推移でありますとか、あるいは昨日から今日にかけての御意見、そういうものを包括して具体的な案をとということなので、私が考えました本当にささやかな文言の修正に過ぎませんけれども、こういう形でいかがでしょうかということをお話しさせていただきます。

今、「余地があると考えられます」という点についての様々な御意見があったと思います。これは「ある」というふうに断定しているので、議論が膨らんでいるような感じもしますので、二重否定で余地が「なくもない」というふうに、とにかく隘路といいますか、非常に狭い道を残しておくということと、それから、1行下の「次の諸点が確実に担保される必要があります」をより強い表現で、次の諸点が「厳格に担保される」とかというような形で、これまでの幹事会の皆様方の御意思、御趣旨、それから、国民に向けたメッセージというのがより伝わりやすくなるのではないかなというふうに考えました。

以上でございます。

○高村副会長 川嶋先生、どうもありがとうございました。

ほかに。高山会員、お願いいたします。

○高山会員 第一部の高山佳奈子でございます。

趣旨は全く同じなのですけれども、なくもないはどうかというふうに思いますので、別の文言の御提案でございます。「個別の法律を制定して5要件を満たす特殊法人とする余地が考えられます」というこの1行を、すみません、昨日の御議論を余り聞けていなかったもので、既に提案されているかもしれないけれども、次のように御提案します。「5要件を満たす個別の法律に基づく特殊法人が考えられます」を御提案します。

○高村副会長 浅見会員、お願いいたします。

○浅見会員 三部の浅見でございます。

御趣旨は今の御発言とほぼ近いのですけれども、先ほどのお話をお伺いしまして、以上の検討を踏まえて個別の法律の制定が必要なほど、大変なことなんだということをおっしゃりたい文だということを理解いたしました。その点を踏まえまして今の3行目のところを「個別の法律を制定して」のところをまず除いて、「5要件を満たす特殊法人として個別の法律を制定する必要がある」ということを書いていただきますと、法律を制定するほど重要な決断になるということをお示しいただけるのではないかと思いました。すみません、修文案でございました。

○高村副会長 ほかにいかがでしょうか。お二人、手が挙がっておりますけれども、最初にオンラインで原会員、お願いいたします。

○原会員 第一部の原です。

先ほどオンラインの方のチャットで佐野先生から流していただいた特殊法人の定義、私も総務省の説明というのを見て、これが法的にどういうふうになっているか、私は確認できないんですが、そこにあるところですごく気になるのが、「業務の性質が企業的経営になじむもの」という文言がありまして、それと、後の方に「能率的経営を行う」とか、「できる限りの経営の自主性」とか、すごく実際の現存の特殊法人というものがかなり株式会社ということで、国がやっている様々などちらかというと企業に近いようなものを指していると。しかも、ここの文言のところに、そのような定義が書いてあるところがすごく気になって、本当に特殊法人として余地があると言っていいものかというところがすごく疑問に思いましたので、意見させていただきました。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

今、原会員から御指摘があった点は、先ほど会長から御説明したとおりですが、総務省のホームページの定義は、などといったような言葉で書いてありますけれども、例えば幾

つかの特殊法人のリストも載っているかと思えますけれども、確かに一定のこうした企業系的なものが入っておりますが、それ以外のものもございます。むしろ、総務省の設置法に基づきますと、個別の法令でその権限や役割、機能というものを定義していると。したがって、個別の法令が必要であるということも申し上げたことかと思えます。先ほど菱田副会長からもありましたけれども、どういうものでないと我々が設置形態として適切と思うかという条件を付けることが、非常に重要だということにもつながってまいります。佐野会員がうなずいてくださっています。ありがとうございます。

それでは、すみません、芳賀会員、その後、オンラインで御参加の大久保会員、お願いしたいと思います。それでは、芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀会員 第一部の芳賀です。

この文書の全文、それから、これまで我々が発出してきた経緯の文書の全文、それを非常に論理的に緻密に読んだら、たしかに皆様幹部のおっしゃるとおりだと思います。今日のこの総会が、もしも論文の査読編集会議なら私は一切反論はありません。ただし、この文書は現実的には論文であるだけでなく、非常に社会的な影響のある文書、そして、政治的な影響のある文書だから、先ほど申し上げましたように、国民と、それから、政府がどう理解したがるか、そういう観点も大事かと思えます。それを踏まえて、皆様方から今いろいろ修正案が出てきたわけですから、賛成いたします。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の大久保会員、その後、大塚会員からお願いいたします。

○大久保会員 第一部の大久保でございます。

特殊法人というのは先ほど副会長から説明があったとおり、実体法上の用語ではなく、法律には定義がございません。この報告書では、総務省設置法4条9号にいう法人を念頭に置いており、これは純粋に設置の手續に着目した概念です。そのことと総務省のホームページの記載内容が異なっているのではないかというのが、指摘されている懸念ではないかと思えますし、その懸念は大変よく分かります。そこで、先ほどあった修正案については、いずれかを採用するという可能性のほか、この趣旨をより明確化するために、まず、11ページの特殊法人という用語の後ろの括弧書きに「（総務省設置法4条9号にいう法人）」という言葉をつけ加えてはいかがかというふうに思います。

また、今回、学術会議はより良い役割発揮のための新たな取組として五つの柱を立てましたが、重要なのはこの取組を実現するに当たり、現在の設置形態を変更することは必須とは言えず、かえって迅速な改革プロセスを阻害し、従来、確保されてきたナショナルアカデミーに必要な最低限の基盤を損なう可能性すらあるということです。設置形態変更の

検討を求める意見も、変更自体が目的ではなく、より良い役割の発揮が主たる趣旨であると思われまので、今後、今回の報告の要旨を分かりやすく公表していく際には、この点を強調、明確にすることが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○高村副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして大塚会員、お願いいたします。

○大塚会員 今の久保会員がおっしゃったことは、適宜お考えいただければと思いますけれども、先ほど来の議論で手挙げのところが分からなかったもので、すみません、それで、私は川嶋先生がおっしゃったことに賛成で、特殊法人とする余地があるというのは、先ほど来の御議論にありますように、あるということを特に言いたいわけではなくて、極めて厳格に狭いところの余地がないわけではないということをお願いということなので、やはり余地があるという誤解を招く可能性もあるので、ないわけではないというふうに修文することに賛成したいと思います。

あと、「確実に」を「厳格に」するのは、「厳格に」した方がいいと思いますけれども、それほどこだわりませんが、あるというふうに言い切ってしまうのは多分、今までの御議論の趣旨とは離れてしまうので、誤解を招くと思いました。

それから、「以上の検討を踏まえると」というのを付けるかどうかということも先ほど御議論がありました、私はマスコミとか、いろんなところがここを重視してしまうことを気にしますので、「以上の検討を踏まえると」は、削っていただいた方がいいかなと私も思いました。いずれにしても、非常にいろいろよく考えていただいておまして、関係者の先生方には敬意を表したいと思いますけれども、ごく一部の表現の修正ぐらいはあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

これまでの議論を踏まえますと、恐らく意図するところは共通しているというふうに思っております。つまり、国の機関以外の設置形態を採用する場合という、正に10ページの一番最後のところから11ページのところが議論になっておりますけれども、特殊法人とする場合にも個別の法律で、しかも新しい形態の法人という、そういうことであるということ、したがって、それは非常に厳格なという言葉がありましたけれども、日本学術会議が役割を果たす上でかなり厳しいといいましょうか、多くの条件を満たすものでないといけないということ、それを表現するために余地があるという表現をもう少し趣旨を反映するようにしたらどうか、ほかの御提案も今のポイントを満たすような形で、少し修文してできるんじゃないかという御提案を頂いていると思います。

こういう理解で、もし皆様の御意見が一致しているとしましたら、今、頂いた修正案について検討させていただいて、その検討を会長に一任させていただくということはできませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ありがとうございます。

○小澤会員 第三部、小澤です。

会長一任でいいと思うんですが、検討の結果、何も変わりませんでしたというのであれば、せっかくいい意見が出たのに、何だったのかということになってしまうことを非常に恐れております。

○高村副会長 ありがとうございます。

○菱田副会長 ありがとうございます。

先ほども渉外担当の副会長としては、スタート地点だというふうに考えておきまして、ここから週ごとにいろんなことが起きてくるとお思いますので、それはまた皆さん、会員の方にどういうふうな形でフィードバックして意見を聴取するか、まだ、決定はしておりませんが、決して何もやらないということにはございませんし、さっきの御意見も特に大久保先生のそういうやり方のことに関しては、次のステップのときには必ず反映させていかなければいけないことが多々あると考えております。したがって、今日の段階のこれは幹事会の方で少し検討させていただき、今日、渡さなければいけない大臣側のこともございますので、そこを考慮した上で会長に一任させていただいて、次に進めさせていただければというふうには思っております。

○高村副会長 ありがとうございます。

もちろん、会長一任といいましても、今日、かなり具体的な修正案について御提案いただいたという前提での会長一任、会長の御判断だというふうに思いますので、全く変わらないということは恐らくないのではないかとこのように私は思います。しかも、その修正に関しては、先ほどありましたように皆様の懸念というのは共有されているというふうに思います。

もう一つ、会長一任をお願いすると同時に、先ほど芳賀会員ですとか、あるいは大久保会員をはじめ多くの先生方の御懸念というのは、この部分だけではありませんけれども、在り方についてしっかり国民に対しても政府に対しても、伝えていくということをしっかり考えて対応すべきだという御指摘であったと思います。したがって、会長から修正案の趣旨説明の中でもありましたけれども、この文言だけではなく、これをどう伝えていくかということについて会員の皆様にはもちろんですが、社会に対して、そして、政府に対してどう伝えていくかということについて、これもまた、明確な課題として引き取ら

せていただくということが必要かというふうに思っています。

ほかに御意見はございますでしょうか。ありがとうございます。第二部の多久和会員から、こういう案文もあるのではないかとということで御提案いただいたものです。ありがとうございます。こちらでも会長一任と今申し上げましたけれども、検討の対象として受け止めさせていただきます。どうもありがとうございます。

有田会員、お願いいたします。

○有田会員 第一部の有田と申します。

時間もありますので、修正案として私は個人的にはこの一文だけの切り取りが防げればいいのかと思いましたが、「余地があると考えられますが」で次の文まで続けてしまうぐらいのところでは結構です。また、「以上の検討」ぐらいにさせていただくと、その前の読み込み感が少なくなるかなという程度でございます。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

実は1点、とはいえ、非常に重要なんですけれども、森口会員から前文の第2段落のところで難読文字が一つ、私も普通にいうと読めませんが、「おもねる」という振り仮名を付けてくださいという御意見を頂いております。こちらの方は対応させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、会長に一任いただいたということで、この修正についてはそのような形でお願いしたいというふうに思います。

○梶田会長 では、皆様、本日はより良い役割発揮に向けての文につきまして御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、具体的には本日の幹事会で更に文案をきちんと議論し、最終的に会長に一任いただけましたので、それで確定して、そのまま大臣の方にも報告いたしますし、また、記者会見でも報告させていただきたいと思っております。そして、何度も申し上げて大変恐縮なのですが、これは本日、確定してもまだ実際上はより良い役割発揮に向けて途中段階ですので、今後、皆様と更にいろいろと議論して日本学術会議を本当により良いものにしていく、そういうことが重要ですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○高村副会長 これで、議題3について終わらせていただこうと思っておりますけれども、あと、10分ほど残っておりますけれども、お願いいたします。

○栗田会員 第一部の栗田です。

今の案文は会長一任ということでよろしくお願いたします。

今のことに関連して一言、最初に会長にこの文書の性格を説明していただいたときに、どのような学術会議でありたいかという会員の総意が結集したものだという御説明を頂きました。井上大臣も常々、今後どうしたいかは学術会議がお決めになることだとか、学術会議の皆さんが決めればいいみたいなことをおっしゃってきていますが、この言い方をもう少し社会に向けて説明するときには気を付けた方がいいと思うんです。つまり、確かに井上大臣も言っているように、学術会議がどうなりたいかは学術会議が決めればいいでしょうというのは、それは一面の真理であって、学術会議は非常に面白い組織で、日本学術会議法の最初のところに、日本学術会議は科学が文化・国家の基礎であるとの確信に立って、「科学者の総意の下に」設立されると書いてある、学者の総意の下に自分たちが作るということを言っている組織なので、これは非常に貴重なことです。我々が確かに科学者として学術会議という存在の在り方を決めるということが明記されている、それは非常にメリットではあると思うんです。ただ、それは「こういう学術会議になりたいな」とか、「窮屈だから国の機関を出ちゃった方がいいな」とか、「もっと民間からがっばりお金をもらった方がいいな」と自分で決めていいということではなくて、一面で国民の負託を受けているという存在である。

だから、学術会議の今の構成メンバーが自分たちに都合がいいように変えていいというふうに我々は決して思っていないで、あくまで国民の負託を受けていて、その上で時の政権から独立して業務を行う、職務を行っていくということ、それに介入したり、抵触するような動きがあったら、一生懸命闘うということも学術会議の責務なわけです。だから、学術会議が学術会議の在り方を決めるというのは、決して自分たちに都合がいいように決めているわけではなくて、国民の負託を受託して職務を行うにふさわしい在り方を模索しているということ、対外的には是非説明していただきたいと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ちょうど今、栗田会員からありましたけれども、25期の活動に関しても含めて、時間的にはあと一人、二人かと思えますけれども、御意見を頂ければと思います。荒井会員、お願いたします。

○荒井会員 第二部の荒井でございます。

今後の提案でありますけれども、せっかく非常にいい機会だったと思います。学術会議としての在り方を見直すという機会を与えていただきましたので、もし可能であれば国民的な議論を巻き起こすという意味でも、会長先生をはじめとして幹部の先生方と恐らく政治家も含めて、そして、有識者で例えばNHKでそういう議論をする場を設定していただくと

か、国民に広くこういった議論が必要であるということ認識していただくということが必要ではないかというふうに思いますので、もし可能であれば御検討いただければというふうに思います。

本来とは別ですけれども、この後、事務方からお話があるかと思いますが、昨日申し上げればよかったんですけれども、医師としての発言ですけれども、この後、階段を使って5階、6階まで上がるというふうに昨日は言われましたが、実はコロナの観点からいいますと、6階まで上がりますとかなり心拍数が上がって呼吸数も上がりますので、もしウイルスを持っていた場合、外に出すリスクを考えますと、じっとしてエレベーターに乗っていた方がはるかにリスクは低いであろうと、僕は医師としてそういうふうに思いますし、今日、御参加の方々の年齢を考えますと、階段を上がっているときに心筋梗塞を起こしたり、脳梗塞を起こすリスクの方が、COVIDで亡くなるよりもはるかに高いであろうというふうに僕は医師としては推定しますので、どういう理論といいますか、科学的な根拠でそういうことをされたのかということをもう一回考えていただいて、医師からのそういった指導があったとすると、それは問題かなというふうに思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

この後、オンラインで御出席の高橋会員から御発言いただきます。その前に平田オリザ会員から、修正案についてこういうのもあるんじゃないかというのをチャットで頂いておりますので、こちらも踏まえたいと思います。ありがとうございます。では、高橋会員、お願いいたします。

○高橋会員 ちょっと角度が異なるコメントなのですが、緊急事態宣言が発出されるという、社会全体が危機的な状況を迎えている中、本来であれば新型コロナに関して皆さんの英知を集めて、国民に向けて何をすべきかということをお話し合わなくてはならない、そういう時間ではなかったかと思います。これだけの皆様が集まって、設置形態について考え抜くために2日間ずっと議論しなくてはならなかったのか。今もっと考えなくてはならないことが他にあったのではないかと。井上大臣に是非、お伝えいただきたいと思っております。

こういう宿題を出されたから、これをしなくてはならないのはよく分かるのですが、国民目線から考えると設置形態ではなくて、新型コロナに対してどのようなことができるか、第一部、第二部、第三部の様々な角度から話し合うことが求められていたのではないかと。そのように思っている会員もいるということ、是非大臣にお伝えいただければ有り難い。それから、記者発表でも、むしろそういうことを日本学術会議としては行っていくべきではないか。昨日の田中外部評価委員長からの意見も踏まえると本当にそのように考えます。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに。狩野会員、お願いいたします。

○狩野会員 ありがとうございます。第二部の狩野でございます。

今後の活動形態ということでございましたので、一つ申し上げたいのは、短期的な問題はなかなか政府からの諮問も各委員会であるところかと存じます。よって、日本学術会議としては、そこで諮問されにくい中長期的な内容について、我々の社会がどんなリスクに今、直面する可能性があり、そこにどんなことを反応として返していく必要があるかということ、少し鑑みながら、科学的な知見を分野を越えてまとめ出していくということが非常に大事な一つかと存じます。これに基づいた設置形態というのをもし検討していけるのであれば、今後、なおよいかということをおっしゃるところでございます。よろしくお願いたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望はございますでしょうか。

○浅見会員 一言だけで恐縮なんですけれども、会長が動画でホームページの方で、学術を皆様のためにというようなメッセージを残されていらっしゃるしまして、この時間を是非そのような時間にも使えるように今後も検討して、皆さんで活発にアピールしていくような手段を考えていただければと思います。ありがとうございます。

○高村副会長 副会長、お願いいたします。

○菱田副会長 今、科学と社会を担当しておるのも私ですので、一言だけ申し添えたいと思います。今回、それぞれの報告書を資料だけで配布いたしましたけれども、まず、広報と、それからあと、発信の仕方に関してはビデオメッセージ等も含め、会長のメッセージ等も含め、今、ちょうどそこに狩野さんがいらっしゃいますけれども、いろいろ、その準備を進めておりますし、それだけのスタッフも少し強化いたしております。

それから、いろんな情報発信の仕方に関しても、従来の科学と社会委員会を更に強化した連携の強い形のものに組み替えて、私自身がこの対応で半年間、すごくそちらの方ができなかったのは大変申し訳なく思っているんですけれども、次の段階ではそこを強化しながら進めていきたいと思っておりますので、その都度、また御意見を聞くこともあるかと思っておりますが、是非是非、先ほどのようなこういう発信をしろとか、ここが分かりにくいとかというふうなことは、適宜言っていただければ、そこは取り上げてやっていきたいというふう

に今は思っております。よろしく願いいたします。

○高村副会長 ありがとうございます。

チャットで会場の皆様には見えない方もいらっしゃると思うんですが、第三部の筑本会員からですけれども、設置形態の議論も重要ですし、社会問題を拾い上げて迅速に議論し、学術的な見解を出していくことが役割発揮の上で重要かと思えますという御意見を頂いております。筑本会員、どうもありがとうございます。

ありがとうございます。お願いいたします。

○武田会員 第二部の部長の武田ですけれども、今後の活動に関して一言だけお知らせと、それから、協力をお願いしたいと思います。

私自身もこの任命問題、それから、在り方問題にずっと関わっていて、なかなか余力がなくて第二部の部長としてCOVID-19に対する対応ということに関しては、少し遅れ気味であるということを反省しております。最近、幹事会の下でコロナ対応ワーキンググループというのを作らせていただいて、一部から三部まで主に役員の方に参加いただいて活動を開始したばかりです。昨日、皆さんにお配りした資料の中には活動内容が入っております。

それから、二部に関してはこれから議論するつもりですけれども、社会的な問題として総合知を生かしてまずは情報発信、公開講演会を通じた情報発信、もちろん提言、各分野をまたいだ真偽のファシリテートということを試みようと思っていますので、それぞれお願いすることがありますので、是非協力いただきたいと思います。

それから、既にCOVID-19のバナーを作り変えて、そこから少なくともこれまでの活動とこれからの情報発信に関する活動を一覧で見えるようにしました。オープンにしたのが2日ぐらい前なんですけれども、どんどんアップデートしていきますけれども、まずは取りあえず、これまでの活動も含めて御覧いただけます。是非見ていただいて何かありましたら御意見ください。それから、今後、協力をお願いするかもしれないので、是非参加いただければと思います。

以上です。

○高村副会長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の会員はいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。もしないようでしたら、午前中の総会について議事を終了したいというふうに思っております。

皆様方には、初めてオンラインで参加していただきながら、現地でもというハイブリッドの形での運営で大変御迷惑をお掛けしたところ、不慣れなところがあったかと思えますけれども、御協力いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。もう一つ申し上げますと、事務局は総会が大変なんですけれども、今回、ハイブリッドの運営で随分事務局の

方は、現地にいらっしゃる先生方はよくお分かりだと思いますが、苦勞して準備してくださっております。改めてお礼を申し上げたいと思います。（拍手）

それでは、議事進行を会長にお返しいたします。

○梶田会長 ありがとうございます。

まずは高村副会長、2日間の議事進行をどうもありがとうございました。それから、会員の皆様、2日間にわたりまして非常に精力的に御議論いただきまして誠にありがとうございました。おかげさまで、自分で言っているのかどうか分かりませんが、すばらしいと思います。学術会議の声明と報告書を取りまとめることができたと感じております。

この後ですが、井上大臣にお届けするとともに記者会見して、これらの趣旨をしっかりとお伝えしていきたいと思います。もちろん、記者会見で報告するとともに今日の御議論であったポイントなどもきちんと伝えていかないといけないかと思っております。

それで、さらに今後ですが、予定として次回の総会は10月5日から7日の開催を予定しております。会員の皆様におかれましては、あらかじめ御予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

あと、最後に事務局の方から連絡があるかということで聞いております。お願いいたします。

○企画課長 事務局です。

この後、学術会議庁舎内で昼食をとられる方は、各部会の会議室でお願いいたします。第一部会は5階の会議室、第二部会、第三部会は6階の会議室を開放しておりますので御利用ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、先ほど先生から御指摘いただきましたけれども、エレベーターを利用される際は、くれぐれも密にならないよう御注意ください。御自身の体調等に留意していただいた上で、差し支えなければできるだけ階段を御利用いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

13時から各部会を開催いたします。会場で参加される方は、第一部会は5階の5A会議室、第二部会は6階の6A会議室、第三部会は6階の6C会議室になります。その後、15時から幹事会を開催いたしますので、幹事会の構成員の方はお時間になりましたら、2階の大会議室またはオンラインにて御参加ください。

席上に残されました資料については、事務局で破棄いたしますので、御入り用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○梶田会長 ありがとうございました。

それでは、本日の学術会議の総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔散会（午前 11 時 37 分）〕